

村上市地域防災計画 (水防計画編)

令和 6 年 3 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（水防計画編）

第1章 総則

第1節	目的	1-1
第2節	用語の定義	1-1
第3節	水防の責任等	1-2
第4節	水防計画の作成及び変更	1-4
第5節	津波における留意事項	1-5
第6節	安全配慮	1-5

第2章 水防体制

第1節	水防配備体制	2-1
第2節	水防組織体制	2-5
第3節	関係機関の連絡系統	2-9

第3章 重要水防箇所

第1節	河川関係重要水防箇所	3-1
第2節	海岸関係重要水防箇所	3-1

第4章 予報及び警報

第1節	洪水予報河川における洪水予報	4-1
第2節	気象庁が行う予報及び警報	4-6

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節	雨量の観測通報	5-1
第2節	水位の観測通報及び水位情報の通知	5-1
第3節	風向、風速及び波高の観測通報	5-7
第4節	その他の情報発信及び情報収集について	5-8

第6章 水防警報

第1節	水防警報の段階、範囲等	6-1
第2節	水防警報の提供を行う河川及び水防警報発表者	6-2
第3節	水防警報の対象とする水位観測所	6-2
第4節	水防警報を発表しない場合の処置	6-3
第5節	水防警報の伝達系統	6-3
第6節	水防警報の例示	6-5
第7節	水防報告の例示	6-8
第8節	（参考）荒川・三面川の洪水到達時間	6-10

第7章 気象予報等の情報収集

第8章 水防活動

第1節	水防配備	8-1
第2節	巡視及び警戒	8-1
第3節	水防作業	8-2
第4節	緊急交通	8-3
第5節	警戒区域の指定	8-3
第6節	避難のための立ち退き	8-3

第7節	決壊・漏水等の通報及び措置	8-3
第8節	水防解除	8-4
第9節	水防訓練	8-4
第9章	費用負担と公用負担	
第1節	費用負担	9-1
第2節	公用負担	9-1
第10章	ダム・水門等の操作	
第1節	ダム・水門等	10-1
第2節	操作の連絡	10-2
第3節	連絡系統	10-2
第11章	協力・応援	
第1節	河川管理者の協力	11-1
第2節	水防機関の協力等	11-1
第3節	警察官の援助要求	11-2
第4節	自衛隊の派遣要請	11-3
第5節	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	11-3
第6節	他市町村に対する応援要請	11-3
第7節	消防機関に対する広域応援要請	11-3
第8節	企業（地元建設業等）との連携	11-4
第9節	住民、自主防災組織等との連携	11-4
第12章	水防報告等	
第1節	水防概況報告	12-1
第2節	水防活動実施報告	12-1
第13章	通信連絡	
第1節	通信状態の確認	13-1
第2節	要配慮者に対する配慮	13-1
第3節	通信の確保	13-1
第14章	水防施設及び輸送	
第1節	水防倉庫及び水防資器材	14-1
第2節	輸送の確保	14-2
第15章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	15-1
第2節	水防標識	15-2
第3節	身分証票	15-3
第16章	津波に対する水防活動について	
第1節	水防配備	16-1
第2節	水防警報を行う河川及び水防警報発表者	16-1
第3節	水防警報の段階と範囲	16-2
第4節	水防警報の伝達系統	16-2
第5節	水防警報の例示	16-3
第6節	津波対応	16-5
第17章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第1節	洪水浸水想定区域の指定・公表	17-1

第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 ……	17-1
第3節	洪水ハザードマップ ……	17-2
第4節	予想される水災の危険の周知等 ……	17-2
第5節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 ……	17-2
第6節	浸水被害軽減地区 ……	17-2

第18章 水防協力団体

第1節	水防協力団体の指定 ……	18-1
第2節	水防協力団体の業務 ……	18-1
第3節	水防協力団体の消防団等との連携 ……	18-1
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用 ……	18-1

策定	平成22年	3月
修正	平成27年	3月
修正	平成28年	10月
修正	令和4年	3月
修正	令和6年	3月

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる村上市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。 ※本計画では、断りのない場合は村上市を指す。
2 指定水防管理団体	村上市…昭和55年度指定 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
3 水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。 ※本計画では、断りのない場合は村上市長を指す。
4 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
5 消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
6 水防団	法第6条に規定する水防団をいう。 ※本計画では、断りのない場合は村上市消防団を指す。以下、本計画では「消防団」と記載する。）
7 量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
8 水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
9 洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
10 水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
12 水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
13 水防団 待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
15 氾濫 注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
15 避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。
16 氾濫 危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
17 洪水特別 警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
18 重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
19 浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
20 浸水被害 軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

※ 市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第5条第2項）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（1）水防管理者（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）

- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑨ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑫ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑬ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑭ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑮ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑰ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑱ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑲ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑳ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉑ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉒ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉓ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉔ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉕ 消防事務との調整（法第50条）

（2）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）

- ⑭ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防協力団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

（3）国土交通省の責任

- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ② 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑪ 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（4）河川管理者の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

（5）気象庁の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

（6）居住者等の義務

- ① 水防への従事（法第24条）
- ② 水防通信への協力（法第27条）

（7）水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第25条）
- ② 決壊後の処置（法第26条）
- ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、村上市防災会議に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

「洪水」、「高潮又は高波」又は「津波警報等が解除される等、水防活動が安全に行える状態であつ必要と認める場合の津波」のいずれにおいても、消防団員や樋門操作員、樋門パトロール職員はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員は避難誘導の際も、自身の安全を確保しなければならない。

【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。
- ・夜間に水防工法を実施する場合、投光器等により作業場を十分明るくする。

第2章 水防体制

第1節 水防配備体制

※ 津波に対する水防体制については、第16章も参照のこと。

(1) 配備体制

市の水防配備体制は、次のとおりとする。

非常配備 区分	非常配備基準、配備内容等				
注意配備 監視体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	① 市内で震度3の揺れを観測したとき。 ② 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ③ 台風等の低気圧の影響を受けるおそれがあるとき。 ④ 水位設定のある河川は水防団待機水位（レベル1水位）に達したとき。その他の河川は通報やパトロールなどにより判断したとき。 ⑤ その他市長が特に必要と認めたとき。				
	配備内容				
	部	課	配備人員	主な任務	配備・ 設置場所
	情報総括部	総務課	危機管理室 2名	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 必要に応じて今後の見通しを職員へ周知	各事務室
	支部※1	地域振興課	総務管理室 数名	同上	各事務室
	消防部	-	-	1) 村上市消防警防規程による。	-
	その他	建設部、 経済部、 支部	課長及び 防災要員	1) 自宅待機等状況に即した監視体制をとる。	-
※1 非常配備基準②、③、⑤は該当する支所のみ					

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等				
第1 配備準備体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	① 市内で震度3の揺れを観測した場合で情報総括部から招集の連絡があったとき。 ② 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）到達が見込まれるとき。 その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達することが流域雨量指数の予測値から見込まれるとき。 ③ 津波注意報が発表されたとき（ただし、震源の近さ、津波到達予想時間や予想波高などによっては第2又は第3配備とする。）。 ④ その他市長が特に必要と認めたとき。				
	配備内容				
	部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	課長・参事、危機管理室全員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 今後の見通しを職員へ周知 3) 被害状況等の取りまとめ 4) 関係機関等への連絡調整 5) 住民等からの照会に対する対応	各事務室
	建設部	建設課 都市計画課	課長及び防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 道路・土木施設に係る被害状況収集報告 3) 水防活動の実施（風水害の場合）	各事務室
	経済部	農林水産課	課長及び防災要員	1) 山地災害に係る巡視 2) 農林水産施設等の被害状況調査 3) 農林水産業の被害状況調査	各事務室
	上下水道部	上下水道課	課長及び防災要員	1) 給排水施設の管理及び運転	各事務室
	支部※2	地域振興課	課長及び防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 被害状況等の取りまとめ・報告 3) 関係機関等への連絡調整 4) 住民等からの照会に対する対応 5) 公用車の管理 6) 施設開放を行う場合はその運営	各事務室
	消防部	消防本部	課長（室長）以上及び部長が指名した職員	1) 村上市消防警防規程による。	各事務室
		消防署	主幹以上		
	福祉部	施設担当部署	施設開放の運営に必要な人数	1) 施設開放を行う場合はその運営	開放する施設
	施設開放担当部署	施設所管課	施設開錠要員及び施設開放に必要な人数	1) 施設開放を行うときは施設の開錠及び点検を行う。	開放する施設
	※2 非常配備基準③の場合は朝日支所を除く。				

非常配備 区分	非常配備基準、配備内容等			
第2 配備 警戒 本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）			
	① 市内で震度4の揺れを観測したとき。 ② 水位設定のある河川は「氾濫注意水位」（レベル2水位）に到達し、水位がなお上昇傾向にあるとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）（警戒レベル2相当）に達し、流域雨量指数の予測値がなお上昇傾向にあるとき。 ③ その他市長が特に必要と認めたとき。			
	主な任務			
	災害警戒本部及び支部を設置し、災害応急対策に関係の部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3 配備に直ちに切り替える体制とする（全課共通）。			
	配備内容			
	部	課	配備人員	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	係長級以上及び危機管理室全職員	各事務室 必要に応じて大会議室などで警戒本部会議を行う
	福祉部	全課	管理職を含め職員の3割以上及び避難所運営要員	各事務室
	支部	地域振興課	支所長及び総務管理室全職員	各事務室
	その他	避難所施設を所管する課	管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員）及び開設見込みの指定避難所開設要員	各事務室
上記以外の課		管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員） なお、地震の場合、施設所管課は施設点検を行うのに必要な人数も考慮する	各事務室	
第3 配備 災害対策 本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）			
	① 市内で震度5弱以上の揺れを観測したとき又は津波警報以上が発表されたとき（津波注意報の場合であっても状況に応じて設置する。）。 ② 水位設定のある河川は「避難判断水位」（レベル3水位）に到達することが確実となったとき。その他の河川は洪水警報の危険度分布が「警戒」（赤）（警戒レベル3相当）に到達することが流域雨量指数の予測値の上昇傾向から確実となったとき。 ③ 大雨特別警報が発表されたとき。 ④ 土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断したとき。 ⑤ 新潟県土砂災害警戒情報システム「スネークライン図」の3時間後予測がC L範囲内に入っているとき。 ⑥ その他市長が特に必要と認めたとき。			
	主な任務			
	災害対策本部及び災害対策支部を設置し、県、他市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。			
	配備内容			
	部	課	配備人員	配備・設置場所
	全部	全課	全職員	本庁大会議室
				各支所会議室

（注）流域雨量指数の予測値：防災情報提供システムからログインして確認する。

(2) 避難情報の基準

避難情報の発令は、下記の避難行動等に留意の上、「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき実施するものとする。

【避難情報の区分と警戒レベル】

避難情報と警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【避難ランクに応じた避難行動】

浸水危険情報	出水時の心構え
浸水時 家屋倒壊危険ゾーン	・家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m以上の区域	・2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状態に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ・高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3.0の区域	・平屋住宅又は集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状態に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ・2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず、自宅2階等に待機。ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m未満の区域	・浸水が遅れた場合は、自宅上層階で退避。ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要

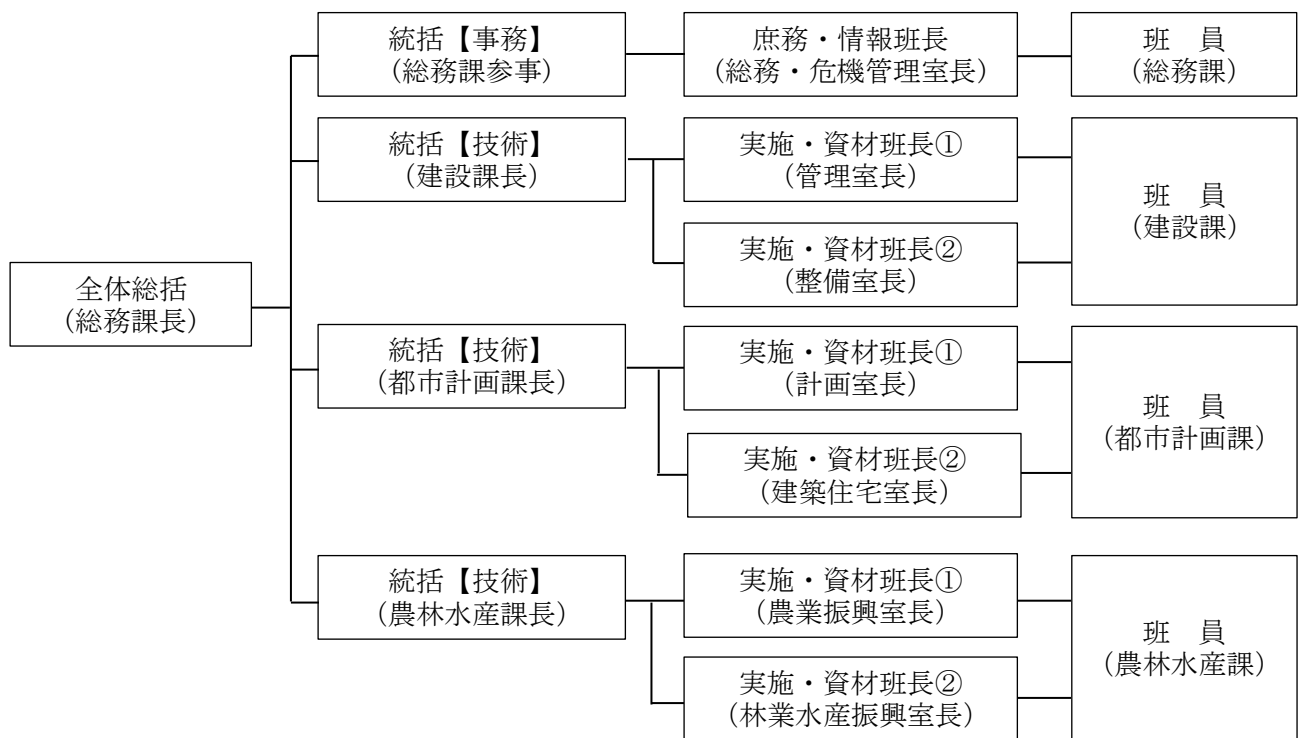
第2節 水防組織体制

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「洪水等」という。）のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は、次の組織で事務を処理する。また、県の体制に合わせ必要となった対応は、関係課で処理する。

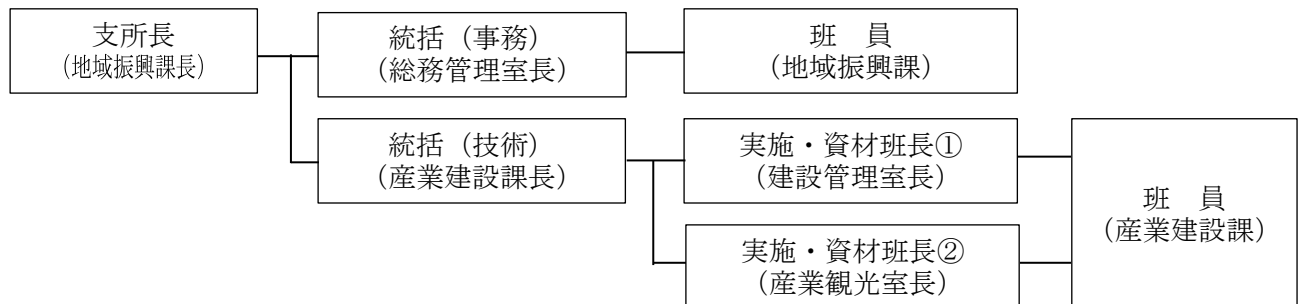
なお、村上市災害警戒本部が設置されたときは、同本部に統合されるものとする。

（1）監視体制（注意配備）

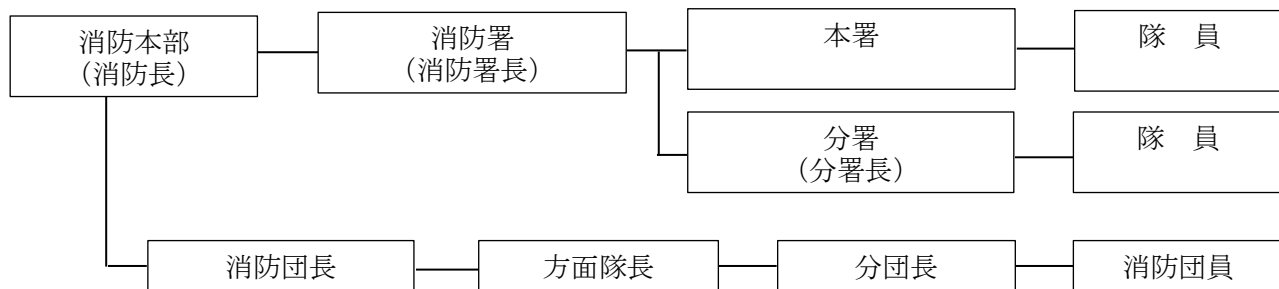
① 本庁の監視体制は、次図のとおりとする。



② 支所の監視体制は、次図のとおりとする。



③ 消防本部の監視体制は、次図のとおりとする。



④ 監視体制時の事務分掌等

庶務・情報班 (総務課) (支所 地域振興課)	1 各種災害情報（雨量・ダム情報・水位情報等）の収集に関する事 2 関係各課への情報提供に関する事 3 事前会議の開催に関する事 4 第1次配備（警戒体制）への移行に関する事 5 住民等からの照会に対する対応に関する事 6 被害状況等の取りまとめ及び報告に関する事
実施・資材班 (建設課、都市計画課) (支所 産業建設課)	1 応急用資材の確認に関する事 2 危険箇所等の監視に関する事 3 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関する事 4 応急対策の実施に関する事
実施・資材班 (農林水産課) (支所 産業建設課)	1 応急用資材の確認に関する事 2 危険箇所等の監視に関する事 3 農林水産施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 4 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事
監視班 (消防本部【消防団】)	1 管轄内の危険箇所等の監視に関する事 2 異常事態の報告に関する事 3 応急対策の実施に関する事

※ 施設所管課は、施設の維持管理と関係施設への情報伝達・注意喚起を行う。

自宅待機による情報収集、情報共有、インターネットを利用した監視等を含む。

支所の事務分掌は、本庁に準ずる。なお、関係機関等への報告は、原則本庁から行う。

(2) 準備体制（第1配備）

市内に風水害等により災害が発生するおそれのあるときは、次のとおり準備体制をとる。

① 配備場所 各執務室

② 設置の庁内周知及び連絡

準備体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

③ 準備体制における職員の配備内容等

配備内容及び 登庁職員	本章第1節（1）配備体制「第1配備 準備体制」のとおり。
警備員	○情報の受理、伝達 ○災害に関わる情報を受理し、所定の連絡先に連絡する
施設建物管理者	○警備員又は当直者へ情報伝達 ○施設・建物の安全点検 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導
その他の職員	○自宅待機
消防団	○管轄内の危険箇所等の監視 ○その他消防団の出動体制による

(3) 警戒本部体制 (第2配備)

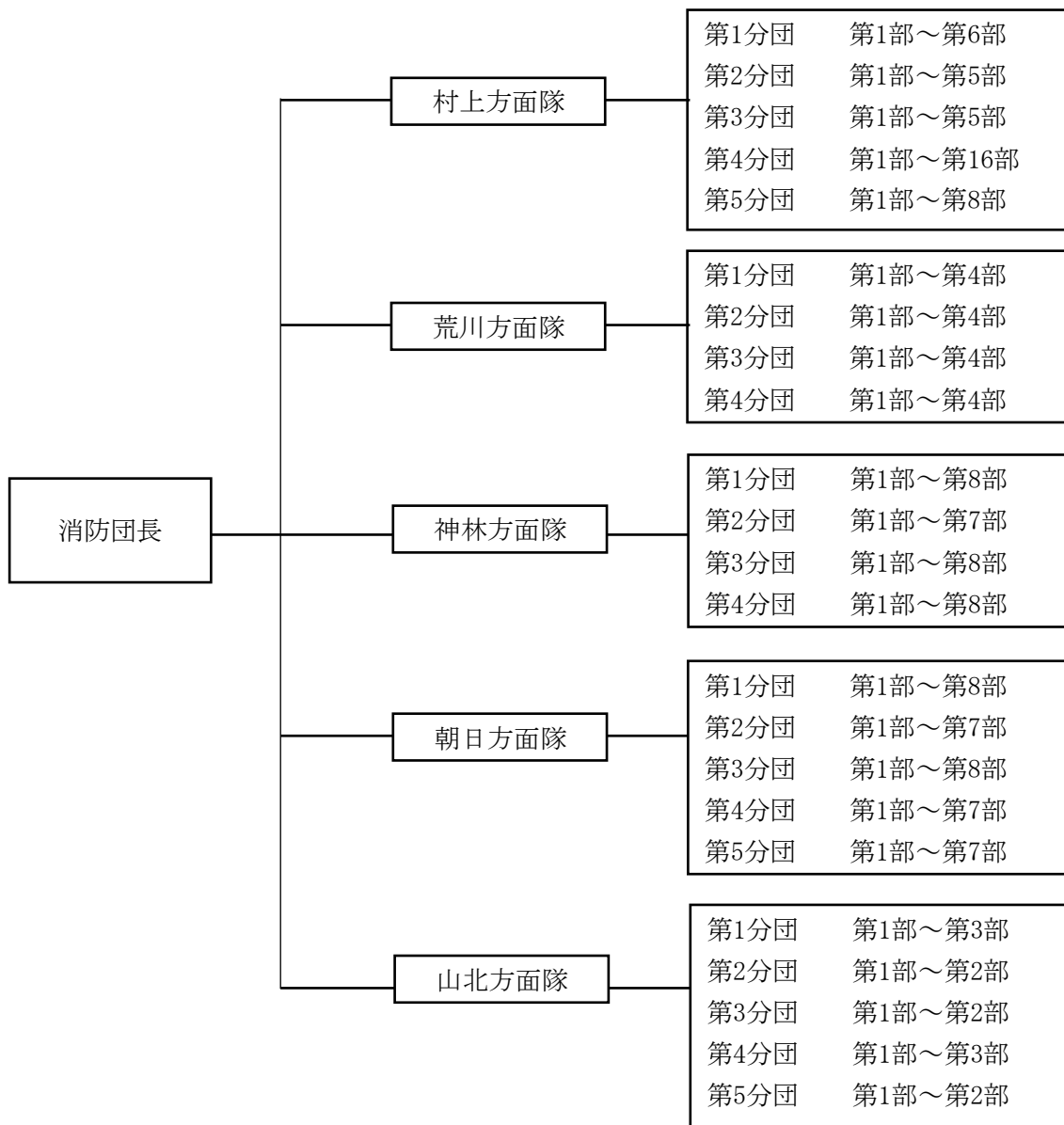
震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「3 災害警戒本部（第2配備）」を準用する。

(4) 災害対策本部体制 (第3配備)

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の「2 災害対策本部（第3配備）」を準用する。

(5) 消防団の組織体制と管轄地域

① 消防団の組織体制は、次図のとおりとする。



2 3 分団 1 3 6 部

② 消防団の管轄地域

ア 河川

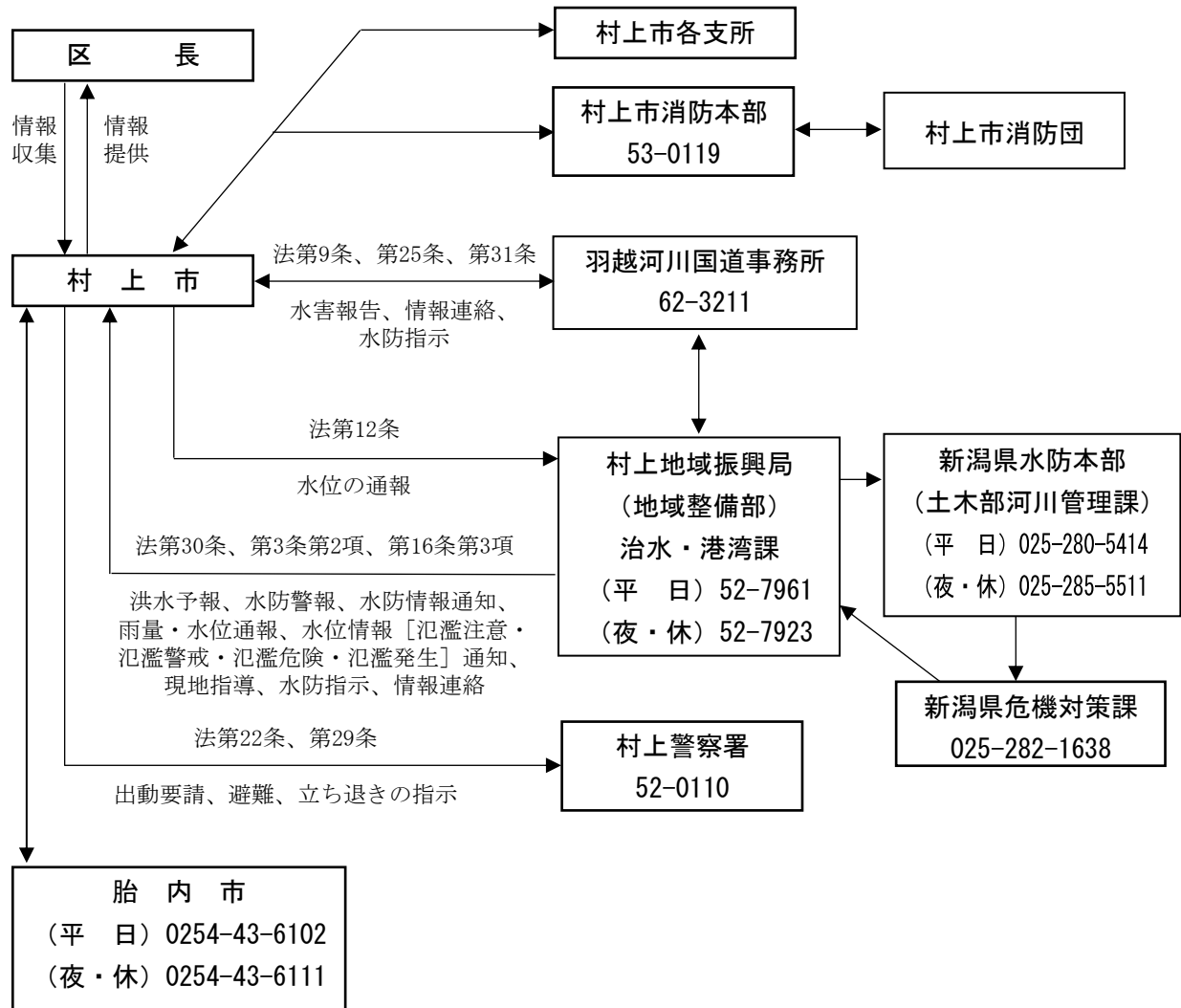
水系名	河川名	地区	警戒担当方面隊
一級河川 荒川	乙大日川、烏川、春木山大沢川、堀川	荒川	荒川方面隊
		神林	神林方面隊
二級河川 大川	大川、大谷川、小俣川、水上沢川、中継川、荒川	山北	山北方面隊
碁石川	碁石川	山北	山北方面隊
勝木川	勝木川、大毎川	山北	山北方面隊
蒲萄川	蒲萄川、水無川	山北	山北方面隊
脇川	脇川	山北	山北方面隊
笹川	笹川	山北	山北方面隊
桑川	桑川	山北	山北方面隊
三面川	三面川、門前川、山田川、小谷川、高根川、前の川、関口沢内川、大須戸川、荒沢川、長津川、新屋沢内川、薦川、小揚川、荃太川	村上、朝日	村上、朝日方面隊
石川	石川、百川、笛吹川	村上、神林	村上、神林方面隊

イ 海岸

海岸名	地区	警戒担当方面隊
荒川河口～塩谷	神林	神林方面隊
瀬波～馬下	村上	村上方面隊
浜新保～中浜	山北	山北方面隊

第3節 関係機関の連絡系統

村上市の主な水防関係機関の連絡系統は、次図のとおりとする。



※ 胎内川に関する情報示

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

第1節 河川関係重要水防箇所

重要水防箇所の評価基準は、資料編「1－2 重要水防箇所（河川）（1）重要水防箇所評価基準（河川）」のとおりである。

村上地域振興局管内における、国土交通省羽越河川国道事務所管理河川である荒川の指定箇所は、資料編「1－2 重要水防箇所（河川）（2）河川関係重要水防箇所（国土交通省直轄河川）」、県管理河川における重要水防箇所は、資料編「1－2 重要水防箇所（河川）（3）河川関係重要水防箇所（県管理河川）」のとおりである。

第2節 海岸関係重要水防箇所

県管理海岸における重要水防箇所の評価基準は、資料編「1－3 重要水防箇所（海岸）（1）重要水防箇所評価基準（海岸）」のとおりであり、村上地域振興局管内における指定箇所は、資料編「1－3 重要水防箇所（海岸）（2）海岸関係重要水防箇所」のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は県知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、国土交通大臣が指定した河川については国土交通大臣から、県知事が指定した河川については県知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要は、次のとおりである。

種 類	標 題	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
洪水 注意報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 洪水予報を行う河川

法第10条第2項の規定により国土交通大臣（北陸地方整備局羽越河川国道事務所）及び気象庁長官（新潟地方気象台）が洪水予報を行う河川は次のとおりである。

① 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	洪水予報基準地点
荒 川 (幹川)	左岸 新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1地先から海まで 右岸 新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先から海まで	葛籠山上 関

② 洪水予報の対象となる基準観測所 (単位：m)

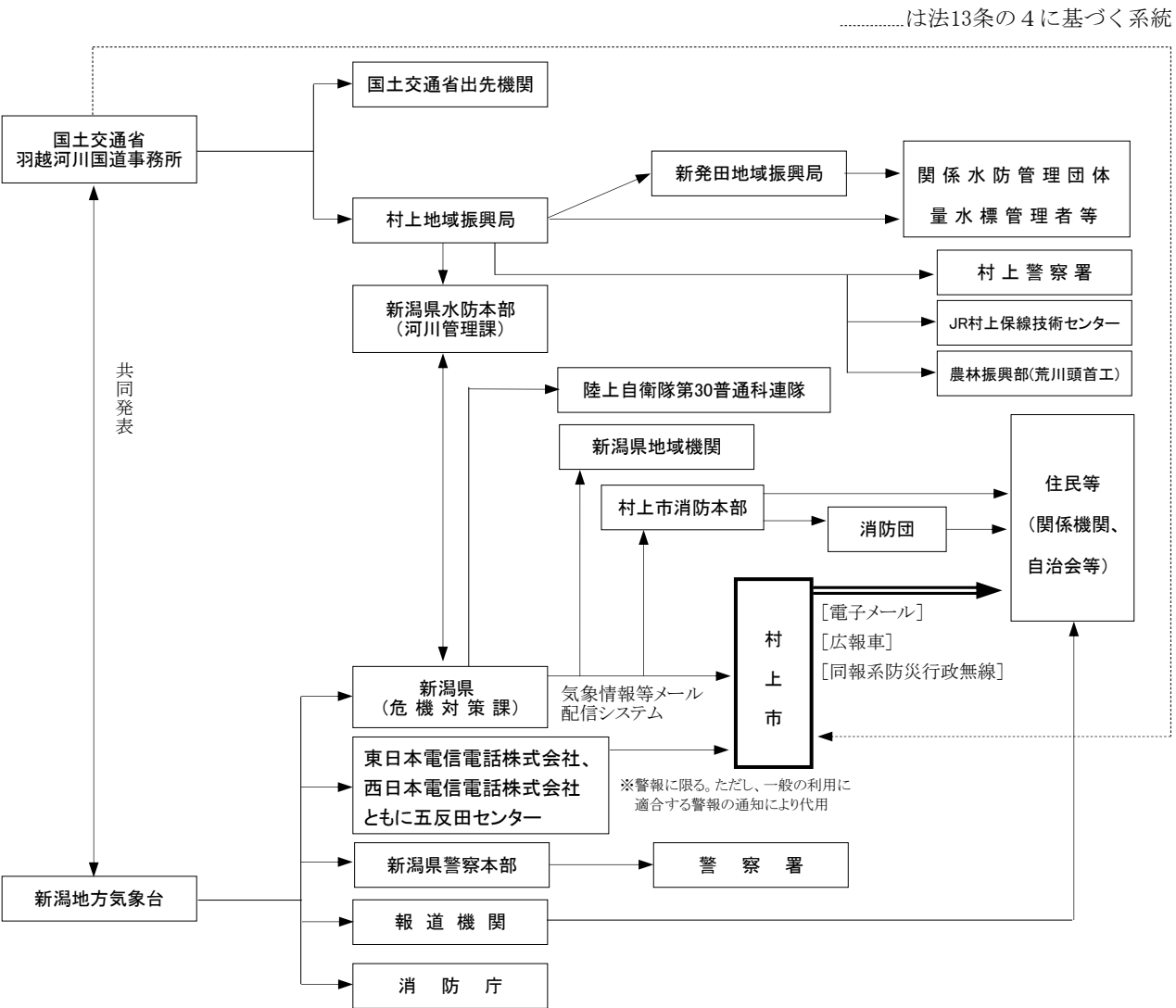
河川名	観測所名	地 名			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標高
		郡市	町村	大 字							
荒 川	上関	岩船	関川	上関	3.60	4.30	6.60	7.40	自動 観測装置	10.94	30.510
	葛籠山	村上		葛籠山	3.00	3.70	6.40	6.90		10.14	3.160

③ 浸水想定区域

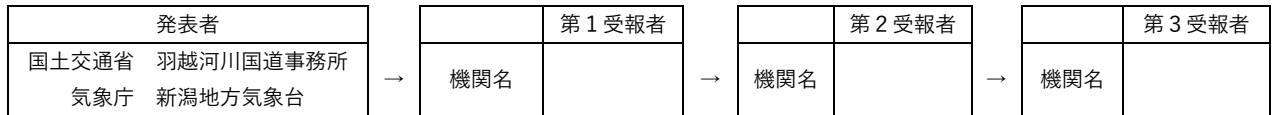
河川名	浸 水 想 定 区 域
荒 川	旧神林村地域、旧荒川町地域

(3) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、次図のとおりとする。



(4) 洪水予報の例示



荒川氾濫注意情報

荒 川 洪 水 予 報 第 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 年 月 日 時 分
 羽越河川国道事務所 新潟地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】荒川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】荒川の上関水位観測所（岩船郡関川村）では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に40ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流 域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川下流域	ミリ	ミリ

流 域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川中流域	ミリ	ミリ

流 域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川上流域	ミリ	ミリ

流 域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
横川流域	ミリ	ミリ

(水 位)

荒川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
	水位(m)又は流量(m³/s)		水防団 待 機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
上関 水位観測所 (岩船郡関川村)	日 時 分の状況						
	日 時 分の予測						
	日 時 分の予測						
	日 時 分の予測						
葛籠山 水位観測所 (村上市)	日 時 分の状況						
	日 時 分の予測						
	日 時 分の予測						
	日 時 分の予測						

水位のグラフは、各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考情報)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m³/s))

観測所名	上関 水位観測所 岩船郡関川村	葛籠山 水位観測所 村上市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	7. 4 0	6. 9 0	
レベル3水位 避難判断水位※	6. 6 0	6. 4 0	
レベル2水位 氾濫注意水位※	4. 3 0	3. 7 0	
レベル1水位 水防団待機水位	3. 6 0	3. 0 0	
受け待ち区間	荒川 左岸 岩船郡関川村下川 口から村上市境界 右岸 岩船郡関川村湯沢 から村上市境界	荒川 左岸 村上市貝附から海 右岸 村上市小岩内から 海	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	新潟県岩船郡関川村 高田・小見前新田・湯 沢・土沢・辰田新・下 関・上関	新潟県村上市 塩谷・福田・牛屋・葛 籠山・海老江・鳥屋・ 佐々木・荒島・川部 新潟県胎内市 桃崎浜	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水 位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ、氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求 める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp https://frrl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 羽越河川国道事務所 調査課 電話：0254-62-6038（内線）351

気象関係：気象庁 新潟地方気象台 電話：025-281-5871

荒川(幹川)洪水予報伝達確認表 (No. /)

[illegible]

第2節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し、住民に周知させる。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

特別警報・警報・注意報及び気象情報等の種類及び発表基準、伝達系統等は、風水害等対策編第3章第4節「気象情報等伝達計画」の「3 業務の内容」「(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等」を準用するほか、資料編「2-3 気象注意報・警報の種類と発表基準」のとおりである。

また、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要あることを警告するため、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報・注意報を発表する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報・注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報		一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用津波注意報	津波注意報	一般の利用に適合する津波注意報と同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	指定河川の洪水注意報	荒川洪水注意報	洪水予報基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位上昇が見込まれる場合
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合
	水防活動用津波警報	津波警報	一般の利用に適合する津波警報と同じ。
		津波特別警報	一般の利用に適合する大津波警報と同じ。
	水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	指定河川の洪水警報	荒川洪水警報	洪水予報基準地点の水位が氾濫危険水位に到達が見込まれる場合。あるいは避難判断位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報等

大津波警報・津波警報・津波注意報等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

大津波警報・津波警報・津波注意報等の種類及び発表基準、伝達系統等は、津波災害対策編第3章第7節「住民等避難計画」の「2 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表」「3 津波情報」「4 津波予報」及び「5 地震及び津波警報等発表の流れ」を準用する。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 雨量の観測通報

(1) 気象台との連絡

市域において雨又は洪水に関する注意報が発表されたときは、適時新潟地方気象台と連絡をとり、降雨状況の把握に努めるとともに、その状況を関係機関に通報する。

(2) 雨量観測所

村上市地域振興局管内の雨量観測所は、次のとおりである。

地域	新 潟 県		国 土 交 通 省	気 象 台
	地 域 振 興 局	企 業 局		
村 上	・村上振興局・今川・荒川・大栗田 ・雷・天蓋山 (・三面ダム・フトデ峰・石黒山 ・奥三面ダム) {・柏尾・川部・勝木・葡萄}	猿田ダム	・坂町・上関・女川 ・杵差・千鶴 ・大石ダム	・粟島・村上・下関 ・高根・三面
	14箇所	1箇所	6箇所	5箇所
合 計	26箇所			

- (注) 1 ・テレメーター
2 () はダム関係
3 { } は砂防関係

第2節 水位の観測通報及び水位情報の通知

(1) 水位の通報

① 観測員の通報

水位観測所の観測員は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは以後次の事項を量水標管理者（水位観測管理責任者）に通報するものとする。通報について量水標管理者から別に指示があったときも同様とする。

- ア 水位が水防団待機水位（通報水位）に低下するまで毎正時の観測値
イ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
ウ 水位が最高水位に達したとき。
エ その他急激な水位変動があったとき。

② 量水標管理者の通報

量水標管理者は、観測員から前項の事項について通報を受けたときは、関係機関に通報するものとする。ただし、新潟県土木防災情報システムで県水防本部が把握できる観測所については、水位が水防団待機水位（通報水位）に達した場合を除き、県水防本部への通報を省略できる。

量水標管理者は量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより、公表するものとする。

なお、量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

パーソナルコンピューター用 <http://doboku-bousai.pref.niigata.jp>
スマートフォン用 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s/
従来型携帯端末用 http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/



QRコード（PC用）



QRコード（スマホ用）



QRコード（従来型携帯用）

（２）水位情報の通知

① 水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）

法第13条第2項の規定により、県知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

	河川名	観測所名	地名		氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	通知者
			市町村	大字		
1	三面川	宮ノ下	村上市	宮ノ下	13.39	村上地域振興局長
2	〃	泉町	〃	泉町	6.70	〃
3	門前川	山辺里	〃	山辺里	11.46	〃
4	高根川	早稲田	〃	早稲田	39.73	〃
5	荒川	鷹ノ巣	関川村	鷹ノ巣	52.55	〃

② 河川占用工作物管理者への周知

対象となる専用工作物の管理者は、次のとおりである。

河川名		施設名	管理課名
荒川	左岸	あらかわゴルフ場	商工観光課
	右岸	神林水辺の楽校	神林支所 産業建設課
三面川	左岸	三面川東河川公園	生涯学習課
		三面川中州公園	環境課

③ 関係機関及び住民への周知

水位周知河川の河川水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、関係機関へ通知するとともに、インターネットやメール等を通じて住民へ周知するものとする。

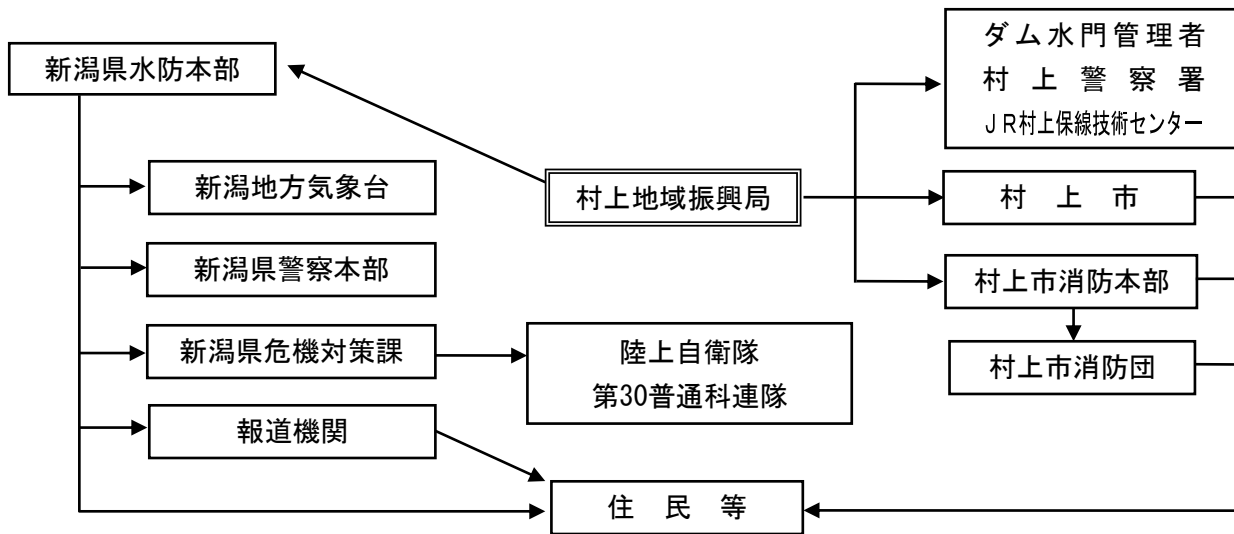
なお、水位情報の放送については、報道機関の判断による。

水位情報の通知及び住民等への周知に係る伝達は、次図のとおりとする。

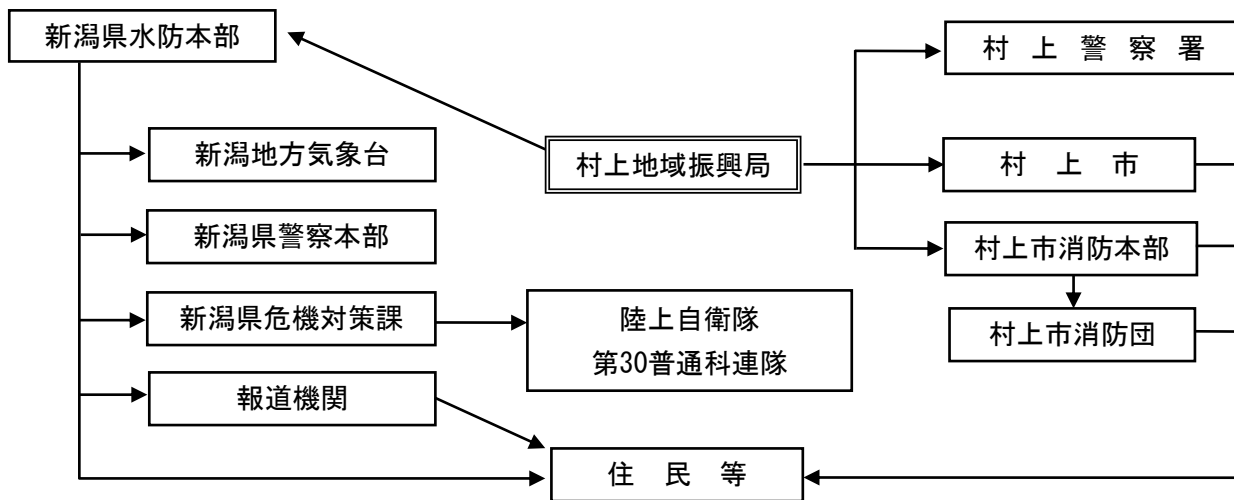
凡 例

水位情報通知者

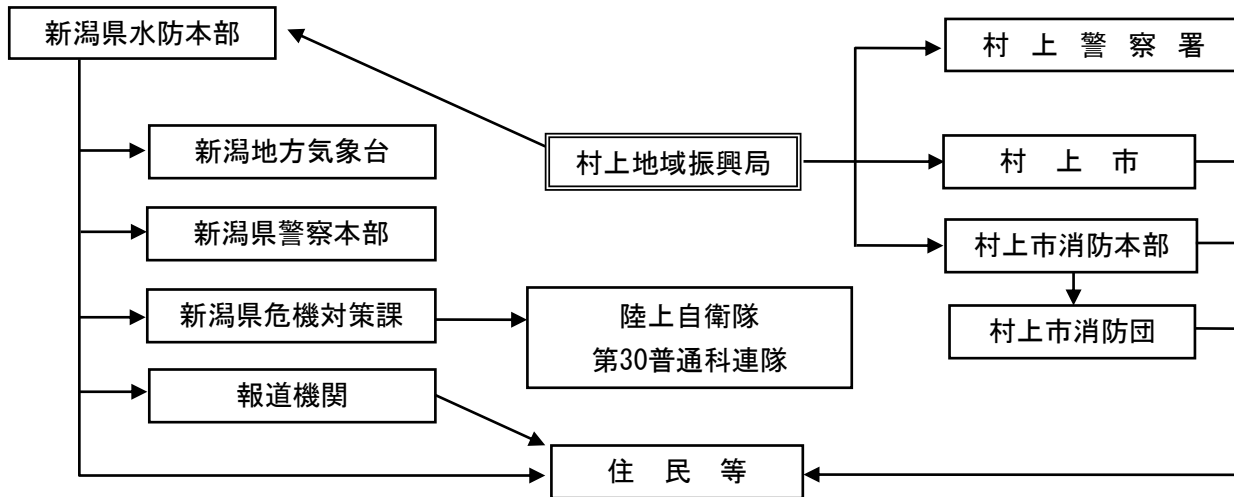
ア 三面川（宮ノ下、泉町） 県



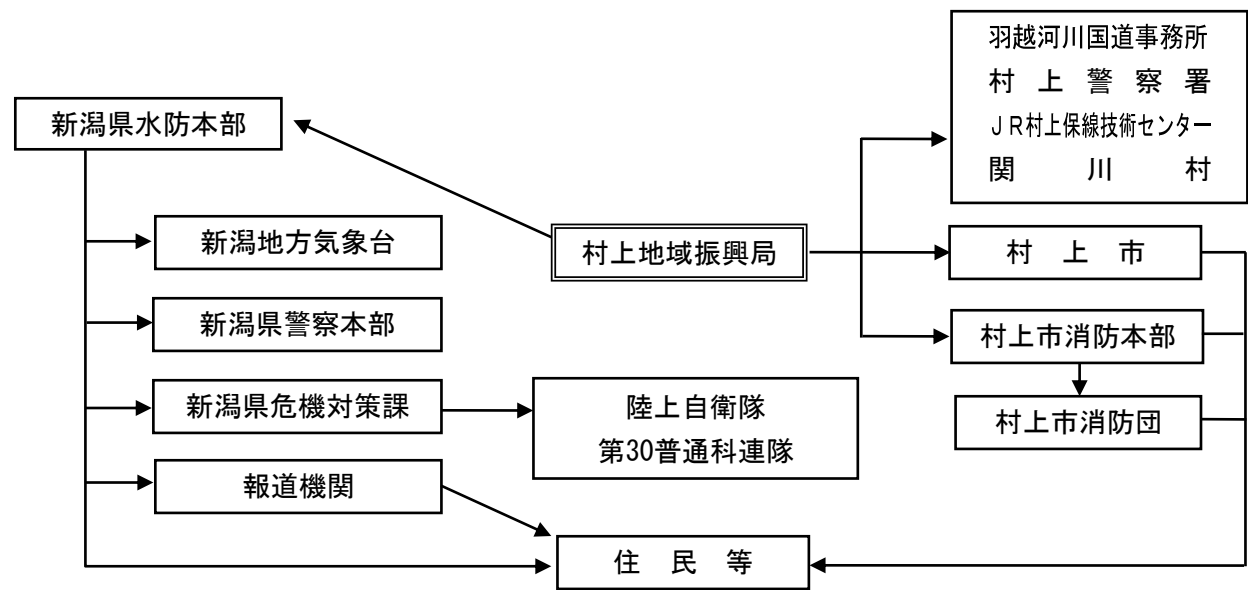
イ 門前川 (山辺里) 県



ウ 高根川（早稲田） 県



エ 荒川（鷹ノ巣） 県



④ 水位情報の周知の範囲

ア 県知事が水位情報の周知を行う河川は次のとおりである。

河川名	観測所	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	区 域
三面川	宮ノ下	13.39	左岸 村上市岩崩三面堰堤から村上市久保多町まで 右岸 村上市岩崩三面堰堤から村上市久保多町まで
	泉町	6.70	左岸 村上市久保多町 } から海まで 右岸 村上市久保多町 }
荒川	鷹ノ巣	52.55	左岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1まで 右岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先まで
高根川	早稲田	39.73	左岸 村上市関口地先 } から三面川合流点まで 右岸 村上市関口地先 }
門前川	山辺里	11.46	左岸 村上市門前地先 } から三面川合流点まで 右岸 村上市門前地先 }

イ 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
三面川	旧村上市地域、旧朝日村地域
荒川	旧神林村地域、旧荒川町地域
高根川	旧朝日村地域
門前川	旧村上市地域

⑤ 水位情報の周知の例示

水位周知・水防警報の例示

河川名
(観測局)

〇〇川
〇〇

警戒レベル

4

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】

通知	内 容	種 類	号 数
○	水 位 周 知	〇〇川 氾濫危険情報	第 号
○	水 防 警 報	〇〇観測所 出動 区間: 〇〇～〇〇	第 号

令和 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 発表
〇〇地域振興局長

No.	内 容	基 準 水 位 (流 量) 観 測 所	〇〇観測所								
	内 容	堤 防 天 端 (流 量)		m	m	m					
		氾濫危険水位 ※1 (流 量)		m	m	m					
		避難判断水位 ※2 (流 量)		m	m	m					
		氾濫注意水位 ※3 (流 量)		m	m	m					
		水防団待機水位 ※4 (流 量)		m	m	m					
1	雨 量 情 報	累計雨量	[〇〇]	観測所では、	〇 日 〇 時 〇 分現在で	〇 mmに達しました。					
		時間雨量	[〇〇]	観測所では、	〇 日 〇 時～ 〇 時の1時間で、	〇 mmを観測しました。					
		現在は、	強い雨が降り続いています。								
2	水 位 情 報	現在の 水位 (流 量)	[〇〇]	観測所では、	〇 日 〇 時 〇 分現在で	〇 m (m³/s) です。					
				氾濫危険水位となり	堤防天端まであと	〇 mです。					
			現在は、	上昇中です。	水位変動量は1時間あたり	〇 m程度です。					
			[]	観測所では、	日 時 分現在で	m (m³/s)					
				堤防天端まであと	mです。						
			現在は、	水位変動量は1時間あたり	m程度です。						
			[]	観測所では、	日 時 分現在で	m (m³/s)					
				堤防天端まであと	mです。						
			現在は、	水位変動量は1時間あたり	m程度です。						
3	水 防 機 関 伝 達	水防機関は、出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。									
4	ダ ム 情 報	[〇〇]	ダムは、	〇 日 〇 時 〇 分に	洪水警戒体制を継続中です						
		[〇〇]	ダムは、	〇 日 〇 時 〇 分に	洪水調節を開始しました。						
5	堤 防 等 情 報	堤防は、一部箇所 で 漏水 する恐れがあります。									
6	等 支 援 情 報	堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。									
		避難自由記入									
伝 達 確 認	通 知 先	河川事務所	〇〇市								河川管理課
	電 話 番 号										025-280-5414
	通 報 者										
	受 報 者										
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

〔問い合わせ先〕

〇〇市〇〇地内の避難情報： 〇〇市〇〇課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

河川情報： 〇〇地域振興局地域整備部治水課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〔警戒レベル〕

レベル	水 位	内 容
5	氾濫発生	氾濫への警戒を求める段階
4	※1 氾濫危険水位 (特別警戒水位)	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
3	※2 避難判断水位	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3 氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です。
1	※4 水防団待機水位 (通報水位)	水防団が体制を整える段階

〔ダムのただし書き操作〕

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

(3) 水位観測所

村上地域振興局管内の水位観測所は、次のとおりである。

① 指定水位観測所（国及び県）

(単位：m)

河川名	観測所名	位 置			堤防高	量水標 管理者	職員警戒 基準水位	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	既往最高水位		種別	量水標 〇点高	水位の 公表
		郡市	町村区	大 字								期 日	水 位			
三面川	宮ノ下	村上市		宮ノ下	右岸16.30 左岸17.60	村上地域 振興局	10.09	10.39	11.39	13.09	13.39	S42.8.28	12.49	テレメータ	8.380	10分間
	泉 町	村上市		泉 町	右岸 8.26 左岸 9.20		4.25	4.57	5.37	6.50	6.70	S15.7.20	8.50	〃	-0.050	
門前川	山辺里	村上市		山辺里	12.70		8.99	9.60	10.20	10.86	11.46	S42.8.29	12.50	〃	9.000	
高根川	早稲田	村上市		早稲田	41.50		37.35	37.85	38.40	39.15	39.73	S15.7.12	40.47	〃	37.040	
荒 川	鷹ノ巣	岩船郡	関川村	鷹ノ巣	53.60		47.90	48.60	49.53	51.15	52.55	H23.6.23	50.19	〃	0.000	
荒 川	上 関	岩船郡	関川村	上 関	10.94	国土交通省	—	3.60	4.30	6.60	7.40	H16.7.17	5.60	〃	30.510	
荒 川	葛籠山	村上市		葛籠山	10.14		—	3.00	3.70	6.40	6.90	H16.7.17	6.10	〃	3.160	

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

② その他水位観測所

ア 国及び県

(単位：m)

河川名	観測所名	位 置			堤防高	量水標 管理者	職員警戒 基準水位	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	既往最高水位		種別	量水標 〇点高
		郡市	町村区	大 字								期 日	水 位		
大 川	府 屋	村上市		府 屋	7.89	村上地域 振興局	—	—	—	—	—	S41.7.17		テレメータ	0.000
高根川	岩 沢	村上市		岩 沢	23.40		—	19.69	20.29	—	—	S42.8.28	2.72	〃	
三面川	荃 太	村上市		荃 太	44.91		—	42.04	43.02	—	—	S42.8.28	44.22	〃	40.678
石 川	石 川	村上市		八日市	2.16		—	—	—	—	—	—	—	〃	0.180
荒 川	河 口	村上市		海老江	6.43	国土交通省	—	—	—	—	—	H23.6.23	2.90	自記記録	- 0.21
〃	花 立	村上市		小岩内	19.565		—	—	—	—	—	S56.6.22	6.86	テレメータ	7.93
堀 川	堀 川	村上市		塩 谷	—		—	—	—	—	—	H23.6.23	2.87	自記記録	0.09
女 川	桂	岩船郡	関川村	桂	29.198		—	—	—	—	—	H16.7.17	2.37	テレメータ	24.48
鉾沢川	土 沢	岩船郡	関川村	土 沢	25.850		—	—	—	—	—	H23.6.23	3.26	〃	20.87
大石川	東 俣	岩船郡	関川村	大 石	山付き		—	—	—	—	—	H7.8.3	4.04	〃	215.49
〃	大 石	岩船郡	関川村	大 石	山付き		—	—	—	—	—	H7.7.11	3.90	〃	87.93
〃	上川口	岩船郡	関川村	上川口	49.300		—	—	—	—	—	H23.6.23	2.91	〃	44.62

イ 国及び県・危機管理型水位計

(単位：m)

河川名	観測所名	位 置			堤防高	観測 開始 水位	危機 管理用 設定水位	量水器管理者	観測員	水位計 型式	量水標 〇点高
		郡 市	町村区	大 字							
勝木川	遠矢崎	村上市		遠矢崎	20.90	18.50		村上地域 振興局長		電波式	
石 川	殿 岡	村上市		殿 岡	11.80	10.25				〃	
百 川	飯 岡	村上市		飯 岡	7.95	6.46				〃	
烏 川	坂 町	村上市		坂 町	9.62	7.77				〃	
春木山 大沢川	下鍛冶屋	村上市		下鍛冶屋	11.49	10.71				〃	
太田沢川	高 田	岩船郡	関川村	高 田	32.69	31.82				〃	
荒 川	荒川河口	村上市		海老江	5.79	1.00	3.38	羽越河川 国道事務所		水圧式	
〃	村上市大津	村上市		大 津	11.74	6.10	9.35			〃	
〃	村上市佐々木	村上市		佐々木	15.58	10.40	13.29			〃	
〃	村上市荒島	村上市		荒 島	19.39	13.80	17.12			〃	
〃	関川村大島	岩船郡	関川村	大 島	26.32	21.90	23.89			〃	
〃	関川村湯沢	岩船郡	関川村	湯 沢	40.00	35.40	37.98			〃	
〃	関川村高瀬	岩船郡	関川村	高 瀬	44.70	40.00	42.53			〃	
〃	関川村土沢	岩船郡	関川村	土 沢	25.66	22.40				〃	

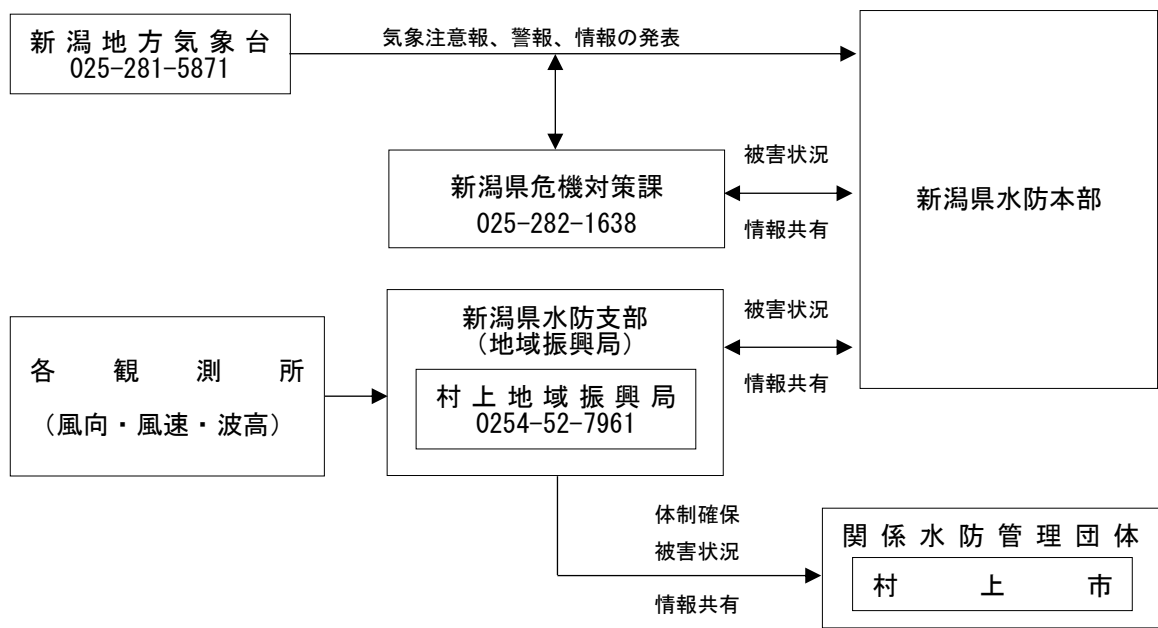
第3節 風向、風速及び波高の観測通報

(1) 待機基準及び観測通報

管理者は、波浪警報や高潮警報等の気象情報が発表され、関係機関からの越波通行規制や住宅への越波被害情報を入手したときで、波浪等による被害のおそれがあると認められるときから危険が解消されるまでの間、県水防本部及び県水防支部に水防当番員(水防待機)を配置し、被害状況の把握や情報連絡その他に従事する。

(2) 風向、風速、波高通報連絡系統

風向、風速、波高の通報連絡系統は下図のとおりである。



(3) 風向、風速、波高の指定観測所

風向、風速及び波高の指定観測所は次のとおりである。

海岸名	観測所名	種別	所管	位置		所管	電話番号
				市町村	大字		
岩船港	岩 船	風向 風速 波高	県	村上市	岩 船	村上地域振興局長	時記記録計

第4節 その他の情報発信及び情報収集について

(1) 情報発信

北陸地方整備局及び県では、水位データ及び雨量データを放送事業者と協力して発信することとしており、県水防本部、県水防支部及び水防管理団体は、これらの情報ツールを住民へ周知するよう努める。

また、県水防本部、県水防支部及び水防管理団体は、住民の生活に密着した水災害情報については、可能な限り情報発信を行う。

■ 北陸地方整備局及び県が放送事業者と協力して発信する情報

放 送 事 業 者	発 信 情 報
NHK新潟放送局	県内指定水位観測所の水位、雨量観測所の雨量

(2) 情報収集

県水防本部、県水防支部及び水防管理団体は、様々な情報ツールを活用し情報収集に努める。

(3) その他の情報ツール（北陸地方整備局・県が提供する河川カメラ映像）

① 羽越河川国道事務所所管

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
荒川	荒川	村上市大津地先	3.6k	左岸	大津
		村上市貝附地先	10.0k	左岸	貝附
		岩船郡関川村南赤谷地先	12.0k	左岸	南赤谷
		岩船郡関川村下関地先	14.8k	左岸	下関
		岩船郡関川村上関地先	17.4k	左岸	上関
		村上市大字塩谷地先	0.0k	右岸	塩谷
		村上市大字葛籠山地先	4.5k	右岸	葛籠山観測所
		村上市大字小岩内地先	8.0k	右岸	花立観測所
		岩船郡関川村高田地先	10.9k	右岸	女川
		岩船郡関川村高田地先	11.9k	右岸	高田
		岩船郡関川村湯沢地先	16.1k	右岸	湯沢
		岩船郡関川村湯沢地先	17.1k	右岸	高瀬
		岩船郡関川村高瀬地先	18.3k	右岸	高瀬上流
		村上市大字福田地先	1.25k	右岸	福田
		村上市牛屋（荒川縁新田）地先	2.74k	右岸	牛屋（河川）
		村上市佐々木地先	5.05k	左岸	佐々木
	大石川	岩船郡関川村大石地先	大石ダム		左岸監視
					右岸監視

② 飯豊山系砂防事務所所管

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
荒川	女川・藤沢川	岩船郡関川村大字蛇喰地先		右岸	女川・藤沢川合流点
	荒川	岩船郡関川村大字ハツロ地先		右岸	上ノ沢第1号砂防堰堤

③ 簡易型河川監視カメラ（国土交通省所管）

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
荒川	荒川	村上市佐々木	5.75k	左岸	佐々木
		村上市荒島	7.75k	左岸	荒島
		岩船郡関川村大島	11.00k	左岸	大島
		岩船郡関川村高瀬	17.50k	右岸	

④ 簡易型河川監視カメラ（県所管）

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
三面川	高根川	村上市早稲田		左岸	早稲田
	三面川	村上市宮ノ下		右岸	宮ノ下
		村上市泉町		左岸	泉町
	門前川	村上市山辺里		左岸	山辺里
荒川	荒川	岩船郡関川村鷹ノ巣		左岸	鷹ノ巣

第6章 水防警報

第1節 水防警報の段階、範囲等

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、水防管理団体は、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

(2) 水防警報の段階（津波については、第16章参照）

段階	種類	内 容
第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
第2段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
第3段階	状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

(3) 各対象量水標の水防警報範囲

河川名	量水標名	準 備	出 動	状 況	解 除	所管
荒 川	上 関 葛籠山	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位を越えるおそれがあり、又は、氾濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	国土交通大臣
三面川 〃 荒 川 高根川 門前川	宮ノ下 泉 町 鷹ノ巣 早稲田 山辺里	〃	〃	〃	〃	県知事

第2節 水防警報の提供を行う河川及び水防警報発表者

(1) 法第16条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発 表 者
荒 川 (幹 川)	左岸 新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1地先 右岸 新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先 } から海まで	羽越河川国道 事 務 所 長

(2) 法第16条の規定により県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発 表 者
三 面 川	左岸 村上市岩崩三面堰堤 右岸 村上市岩崩三面堰堤 } から海まで	村 上 地 域 振 興 局 長
荒 川	左岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1まで 右岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先まで	
高 根 川	左岸 村上市関口地先 右岸 村上市関口地先 } から三面川合流点まで	
門 前 川	左岸 村上市大字門前地先 右岸 村上市大字門前地先 } から三面川合流点まで	

第3節 水防警報の対象とする水位観測所

(1) 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地 名			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標 の零点 標 高
		郡 市	町村区	大 字							
荒 川	上 関	岩 船	関 川	上 関	3.60	4.30	6.60	7.40	テレメータ	10.94	30.51
〃	葛籠山	村 上		葛籠山	3.00	3.70	6.40	6.90	〃	10.14	3.16

※ 下線 〃 は零点表示、その他は標高表示

(2) 県知事所管

河川名	観測所名	地 名			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標 の零点 標 高
		郡 市	町村区	大 字							
三面川	宮ノ下	村 上		宮ノ下	10.39	11.39	13.09	13.39	テレメータ 0254-52-1879	16.30	8.380
〃	泉 町	〃		泉 町	4.57	5.37	6.50	6.70	〃 〃	8.26	-0.050
門前川	山 辺 里	〃		山辺里	9.60	10.20	10.86	11.46	〃 〃	12.70	9.000
高根川	早 稲 田	〃		早稲田	37.85	38.40	39.15	39.73	〃 〃	41.50	37.040
荒 川	鷹ノ巣	岩 船	関 川	鷹ノ巣	48.60	49.53	51.15	52.55	〃 〃	53.60	0.000

※ 下線 〃 は零点表示、その他は標高表示

※ 摘要欄の下段電話番号は、電話応答の番号である。

第4節 水防警報を発表しない場合の処置

水防警報の発表者は、河川水位と気象状況の関係等により、水防警報を発表しない場合は本章第7節（2）を参照して、河川水位の状況を関係機関に周知する。

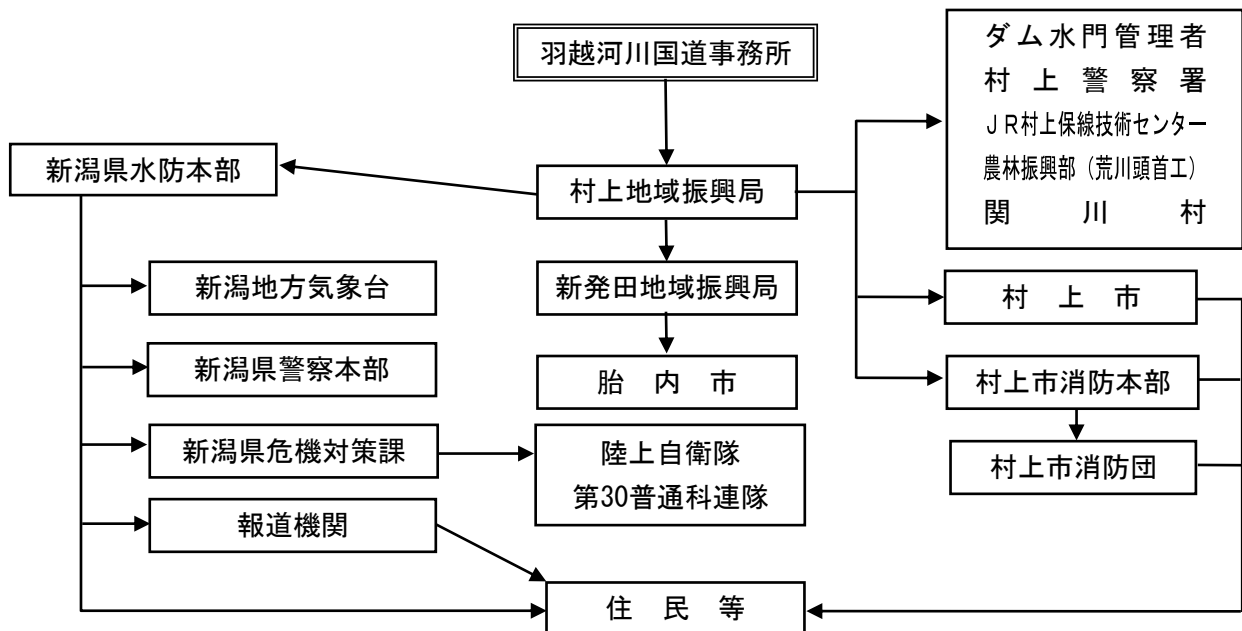
また、河川の急激な水位上昇等により、水防警報の発表に遅れが生じるような場合は、本章第7節（3）を参照して、関係機関に情報提供を行う。

第5節 水防警報の伝達系統

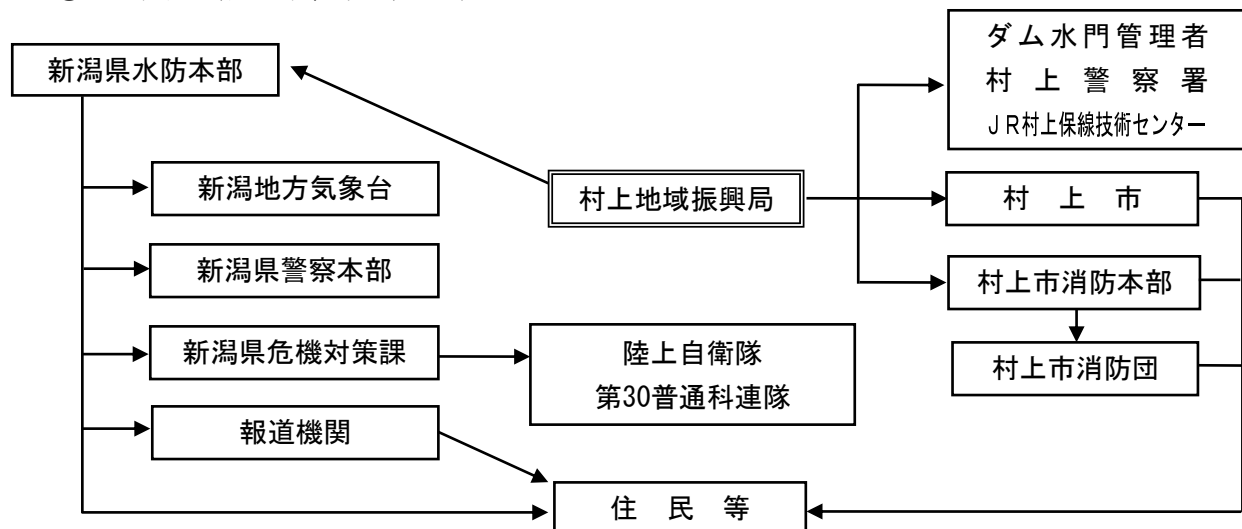
※ 県が津波に対して発表する水防警報の伝達系統は第16章参照

凡 例 水防警報発表者

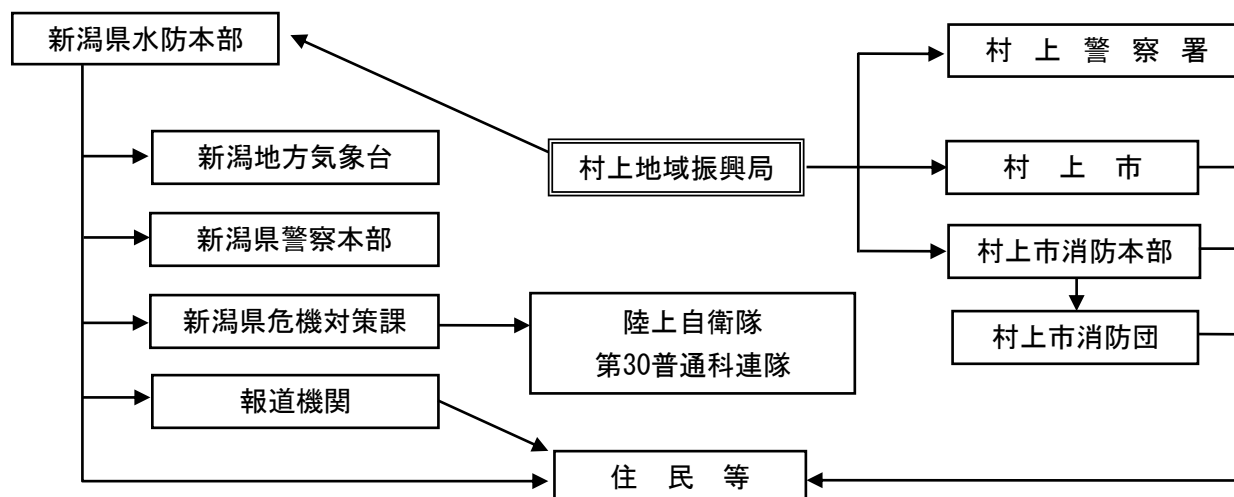
① 荒川（上関、葛籠山） 国土交通省



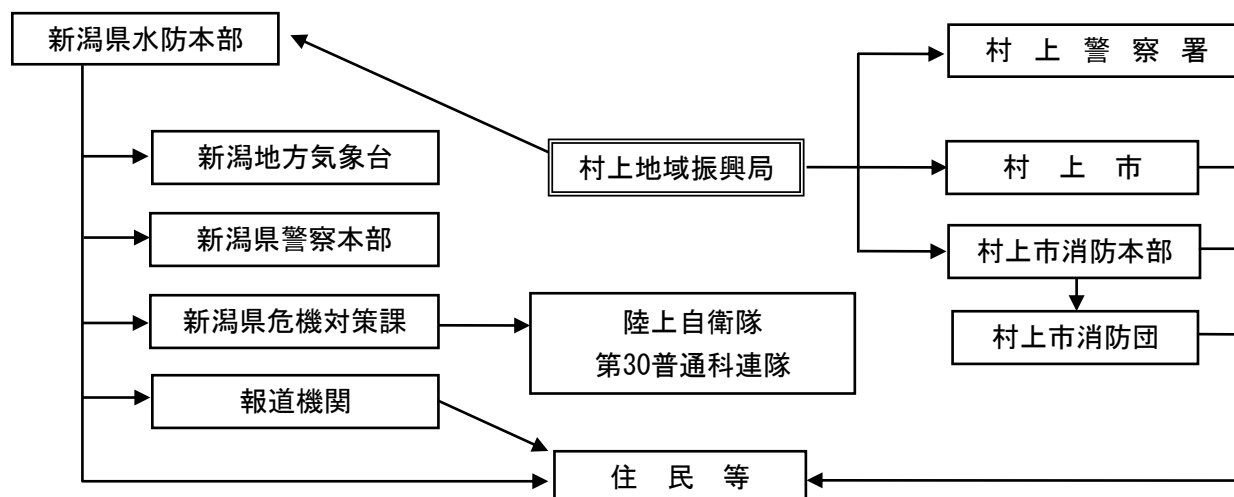
② 三面川（宮ノ下、泉町） 県



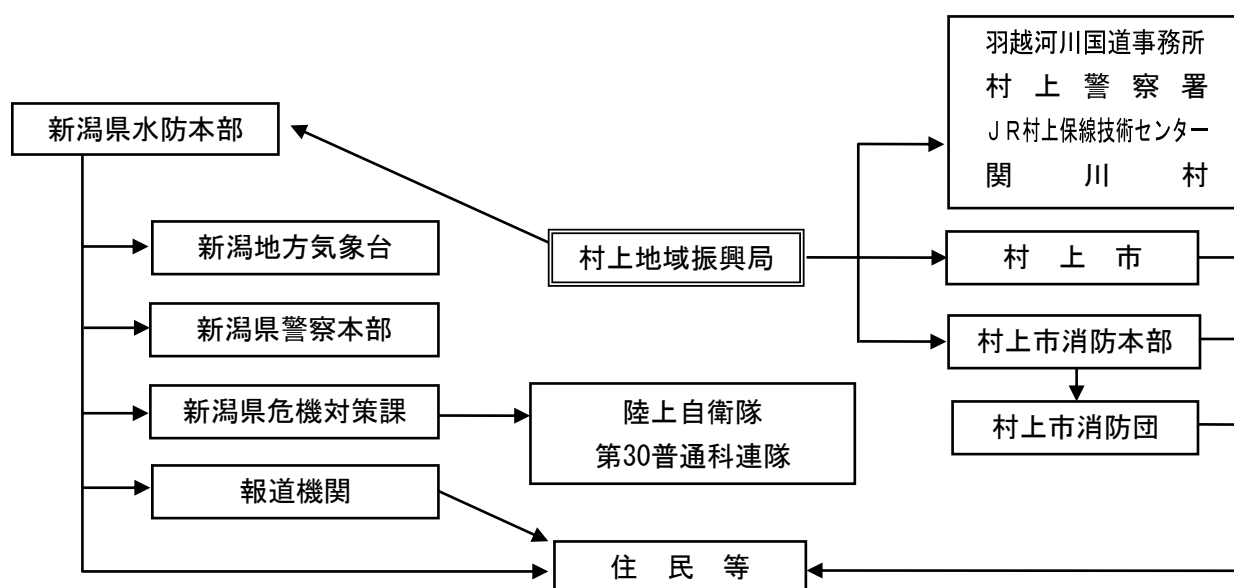
③ 門前川（山辺里） 県



④ 高根川（早稲田） 県



⑤ 荒川（鷹ノ巣） 県



第6節 水防警報の例示

(1) 国土交通省管理河川の水防警報

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
荒川	葛籠山水位観測所	第1号

令和2年07月28日12時00分 国土交通省 羽越河川国道事務所発表

【現 況】
荒川の葛籠山水位観測所（村上市）の水位は、28日11時50分現在3.03mです。

【発 表】
水防機関は準備してください。

羽越河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
葛籠山		○		
上関		○		

(参考)
荒川 葛籠山水位観測所（村上市）
（受け持ち区間は 荒川左岸：村上市荒川地区、右岸：村上市神林地区）

問い合わせ先
国土交通省 羽越河川国道事務所 調査課 電話：0254-62-6038 (内線) 351

(参考)
葛籠山【新潟県村上市】
計画高水位 : 7.80m
氾濫危険水位 : 6.90m
避難判断水位 : 6.40m
氾濫注意水位 : 3.70m
水防団待機水位 : 3.00m

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://river.go.jp	http://i.river.go.jp

荒川(幹川)水防警報伝達確認表 (No. /) ※岩船ダム(事業所)、赤芝ダム、村上警察への伝達はFAXで、他はメールで一括送信とする。

[illegible]

(2) 県管理河川の水防警報

水位周知・水防警報の例示

河川名	〇〇川
(観測局)	〇〇
警戒レベル	4

【警戒レベル4相当情報【洪水】】

通知	内 容	種 類	号 数
○	水 位 周 知	〇〇川 氾濫危険情報	第 号
○	水 防 警 報	〇〇観測所 出動 区間: 〇〇 ~ 〇〇	第 号

令和 元 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 発表

〇〇地域振興局長

No.	内 容	基準水位(流量)観測所 〇〇観測所			
		堤 防 天 端(流量)	m	m	m
		氾濫危険水位 ※1(流量)	m	m	m
		避難判断水位 ※2(流量)	m	m	m
		氾濫注意水位 ※3(流量)	m	m	m
		水防団待機水位 ※4(流量)	m	m	m
1	雨量情報	累計雨量 [〇〇] 観測所では、 〇 日 〇 時 〇 分現在で 〇 mmに達しました。 時間雨量 [〇〇] 観測所では、 〇 日 〇 時 〇 分～ 〇 時の1時間で、 〇 mmを観測しました。 現在は、 強い雨が降り続いています。			
2	水位情報	現在の水位(流量) [〇〇] 観測所では、 〇 日 〇 時 〇 分現在で 〇 m (m³/s) です。 現在、 上昇中です。 氾濫危険水位となり 堤防天端まであと 〇 mです。 水位変動量は1時間あたり 〇 m程度です。			
		[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m³/s) 堤防天端まであと mです。 現在、 水位変動量は1時間あたり m程度です。			
		[] 観測所では、 日 時 分現在で m (m³/s) 堤防天端まであと mです。 現在、 水位変動量は1時間あたり m程度です。			
3	水防機関伝達	水防機関は、 出動し、堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。			
4	ダム情報	[〇〇] ダムは、 〇 日 〇 時 〇 分に 洪水警戒体制を継続中です [〇〇] ダムは、 〇 日 〇 時 〇 分に 洪水調節を開始しました。			
5	堤防等情報	堤防は、 一部箇所 で 漏水 する恐れがあります。 地先名は、次のとおりです。 地先名			
6	避難情報	堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。 避難自由記入			
伝達確認	通 知 先	河川事務所	〇〇市		河川管理課
	電 話 番 号				025-280-5414
	通 報 者				
	受 報 者				
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分

【問い合わせ先】

〇〇市〇〇地内の避難情報： 〇〇市〇〇課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
河川情報： 〇〇地域振興局地域整備部治水課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【警戒レベル】

レベル	水 位	内 容
5	氾濫発生	氾濫への警戒を求める段階
4	※1 氾濫危険水位(特別警戒水位)	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
3	※2 避難判断水位	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3 氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です。
1	※4 水防団待機水位(通報水位)	水防団が体制を整える段階

【ダムのただし書き操作】

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

第7節 水防報告の例示

- (1) 水防活動実施状況の報告（水防管理団体から県水防支部への水防報告例示）
水防管理団体は、以下の様式を参考として、水防活動状況を報告するほか、河川巡視、一般被害、避難状況等、適宜行を追加して報告する。

水防活動実施状況

※修正箇所は赤書き

〇〇月 〇〇日 〇:〇〇 現在

■ 水防活動の状況

整備局・県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容
	<直轄河川> 〇〇水系 <県管理河川> 〇〇水系				

※適宜行を挿入し必要事項を記載
※対象河川は、直轄河川及び県管理河川
※記載例
水防団等名 〇〇水防団
主な活動内容 巡視、土のう積み、民間事業者による大型土のう積み、避難誘導を実施
※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

- (2) 出水状況の周知
水防警報の発表者は、河川水位と気象状況の関係等から水防警報を発表しない場合、以下の参考様式により、河川水位の状況を関係機関に周知する。

出 水 状 況 発 表				
出 水 状 況	種 類	河 川	基準水位観測所	発 表 番 号
	状 況		〇 〇 〇 川	〇 〇 、 〇 〇
月 日 〇〇時〇〇分		〇〇地域振興局長発表		
〇〇〇川水防警報は、出しません。				
昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。今朝〇時〇〇観測所では、氾濫注意水位				
(警戒水位)に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流では減水する模様で				
あります。要水防箇所について検討の結果、この程度の水位では、水防の必要がないと判断して、				
今回は出しません。なお、水位状況はその都度通報します。				

(3) 水位情報の提供について

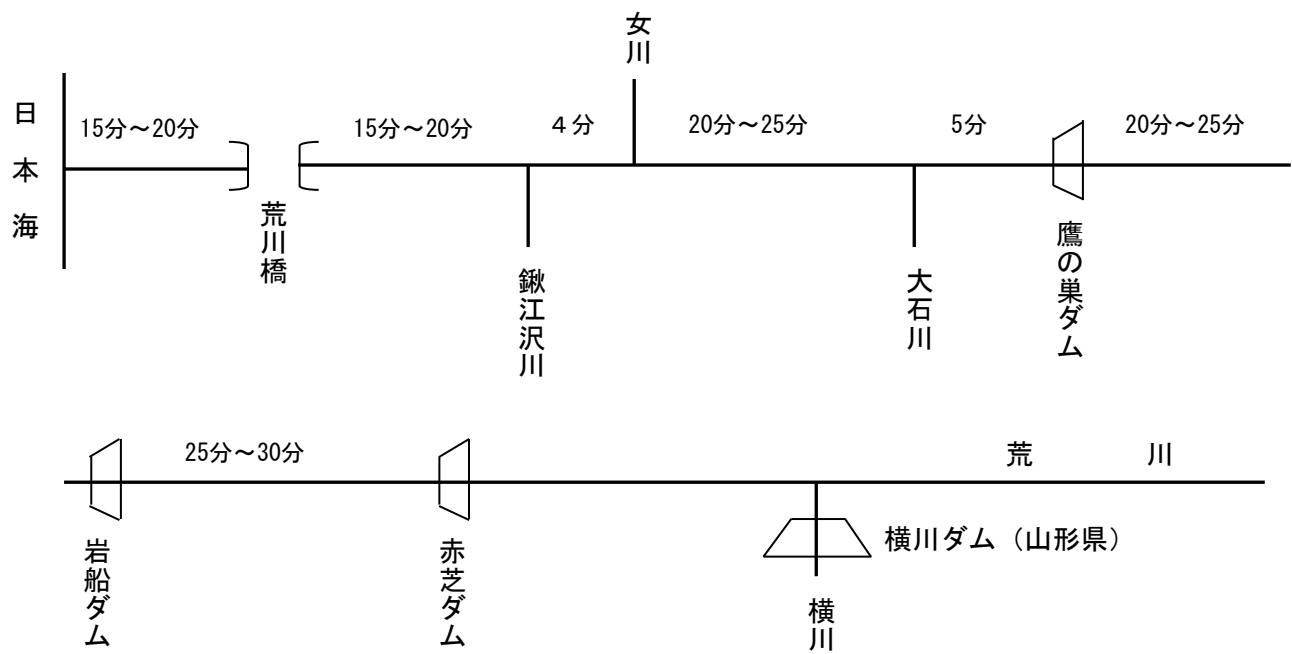
水防警報の発表者は、河川の急激な水位上昇等により、水防態勢を構築するのに時間を要し、水防警報の発表に遅れが生じるような場合は、以下の例示を参考としてメール等により河川水位について関係機関に情報提供を行う。

件名：【〇〇地域整備部より】〇〇川 水防団待機水位超過
次の水位局で基準水位を超過しました。 至急、水防態勢を構築し、水防警報を発表しますので、河川水位に注視 していただくようお願いします。
▼観測時刻： 〇〇〇年〇月〇日 〇：〇〇
▼観測状況： [水防団待機水位超過情報]
◎〇〇水位観測所 〇〇川 〇〇市
職員警戒水位 [m] : 0.00
水防団待機水位 [m] : 0.00
はん濫注意水位 [m] : 0.00
避難判断水位 [m] : 0.00
はん濫危険水位 [m] : 0.00
堤防高超過水位 [m] : 0.00
観測水位 [m] : 0.00
発信元： 新潟県土木部

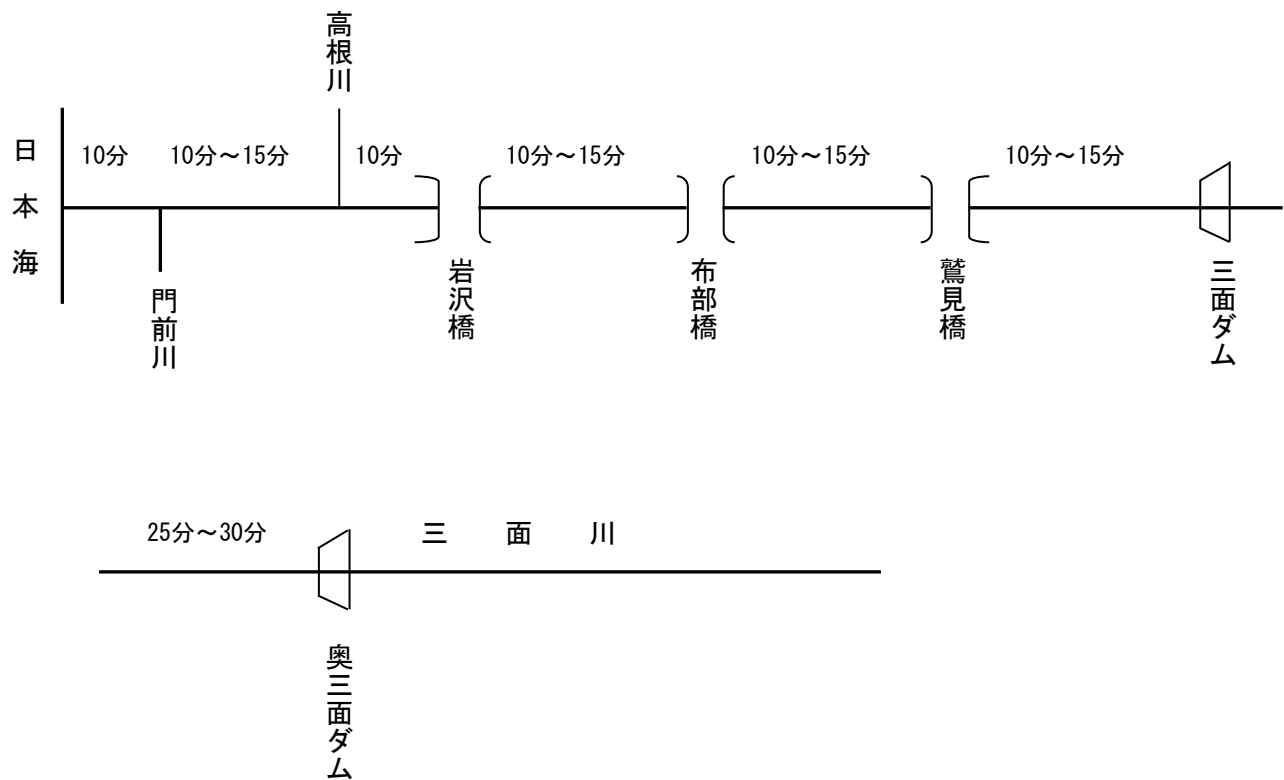
第8節 （参考）荒川・三面川の洪水到達時間

雨量、出水の状況により多少の時間差があるが、概ね次図のとおりである。

（1）荒川洪水到達時間図



（2）三面川洪水到達時間図



第7章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inun>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
【PC版】<http://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】<http://river.go.jp/s/>
【携帯版】<http://i.river.go.jp/>
- ・北陸地方整備局羽越河川国道事務所 荒川のリアルタイム映像
<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/contents/river/observ/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>
- ・波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) 新潟県

- ・新潟県防災ポータルサイト

<https://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html>

- ・新潟県河川防災情報システム

<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/>

(携帯) http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/

(5) 村上市防災情報

<https://www.city.murakami.lg.jp/site/bousai/>

第8章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

市の配備体制は、第2章「水防体制」による。

(2) 消防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備

※ 津波については第16章第1節参照

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関、水防協力団体を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておく。
準 備	① 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を越え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 ② 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。	消防団及び消防機関、水防協力団体の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。
出 動	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇のおそれがあり出動の必要を認めたとき。 ② 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	消防団及び消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく。
解 除	水防管理者より解除の指令をしたとき。	

第2節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下、この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下、この節において「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認

められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

（２）出水時

- ① 水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川、海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、次の状態に注意して重要水防箇所（第3章参照）を中心に巡視するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

- ② 水防管理者等は、次の各号の行動又は作業をしたときは、直ちに村上地域振興局長に、また直轄河川にあっては、国道交通省羽越河川国道事務所長に連絡して必要な措置を求める。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第7節に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 河川及び海岸堤防を巡視して異常を発見したとき。
- イ 消防団（消防機関、水防協力団体を含む。）が出動したとき。
- ウ 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき。

- ③ 消防団が出動した場合、消防団長は、次のことを水防管理者に報告するものとする。

- ア 出動人員
- イ 警戒巡視の配備状況
- ウ 水位の状況
- エ 水防作業を必要と認めたとき
- オ 堤防等に異常が認められたとき及びそれに対応する応急措置の状況
- カ 堤防に使用した資材及び器具の種類、数量
- キ その他報告を必要とする事項

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

なお、水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編「4-10 水防工法一覧表」のとおりである。

第4節 緊急交通

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立ち退き

(1) 避難の指示

洪水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、村上警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(2) 立ち退き

立ち退き、又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、水防管理者と協議して誘導する。

水防管理者は、村上警察署等及び村上市消防署長と協議の上、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくこととする。

第7節 決壊・漏水等の通報及び措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（国土交通省羽越河川国道事務所長、村上地域振興局長、村上保線区長、村上警察署長）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防解除

（1）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

（2）消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9節 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

そのため、国土交通省羽越河川国道事務所長及び村上市地域振興局村上市地域整備部長の指導のもとに開催される水防演習に毎年1回以上参加し、概ね次の種目の演習を行う。

- ① 木流し工法
- ② 積み土のう工法
- ③ 月の輪工法
- ④ 鋼製月の輪工法
- ⑤ シート張工法
- ⑥ 立籠工法
- ⑦ 水のう工法
- ⑧ 救助訓練
- ⑨ 情報伝達訓練

第9章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める（法第41条、23条の第3項、第4項）。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決める（法第42条第2項）。

第2節 公用負担

（1）水防のため必要あるときは、水防管理者及び消防団長又は消防長は、水防の現場において次の権限を行使することができる（法第28条）。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（2）公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつてその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合に、これを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	第	号
身分 氏名		
上記の者に村上市一円における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者 氏名		印
又は消防団長		
消防機関の長		

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公用負担命令票		
負担者	住 所	
	氏 名	
物件数量	負担内容（使用、収用、処分等）期間摘要	
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。		
年	月	日
命令者 氏 名		印

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする（法第28条）。

第10章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は、資料編4-1-1「ダム・水門一覧」のとおりである。

(1) 河川区間のダム（洪水）

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河川区間の樋門（洪水）

樋門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、河川水位が高く、危険な状況が迫っていると判断された場合には、樋門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。

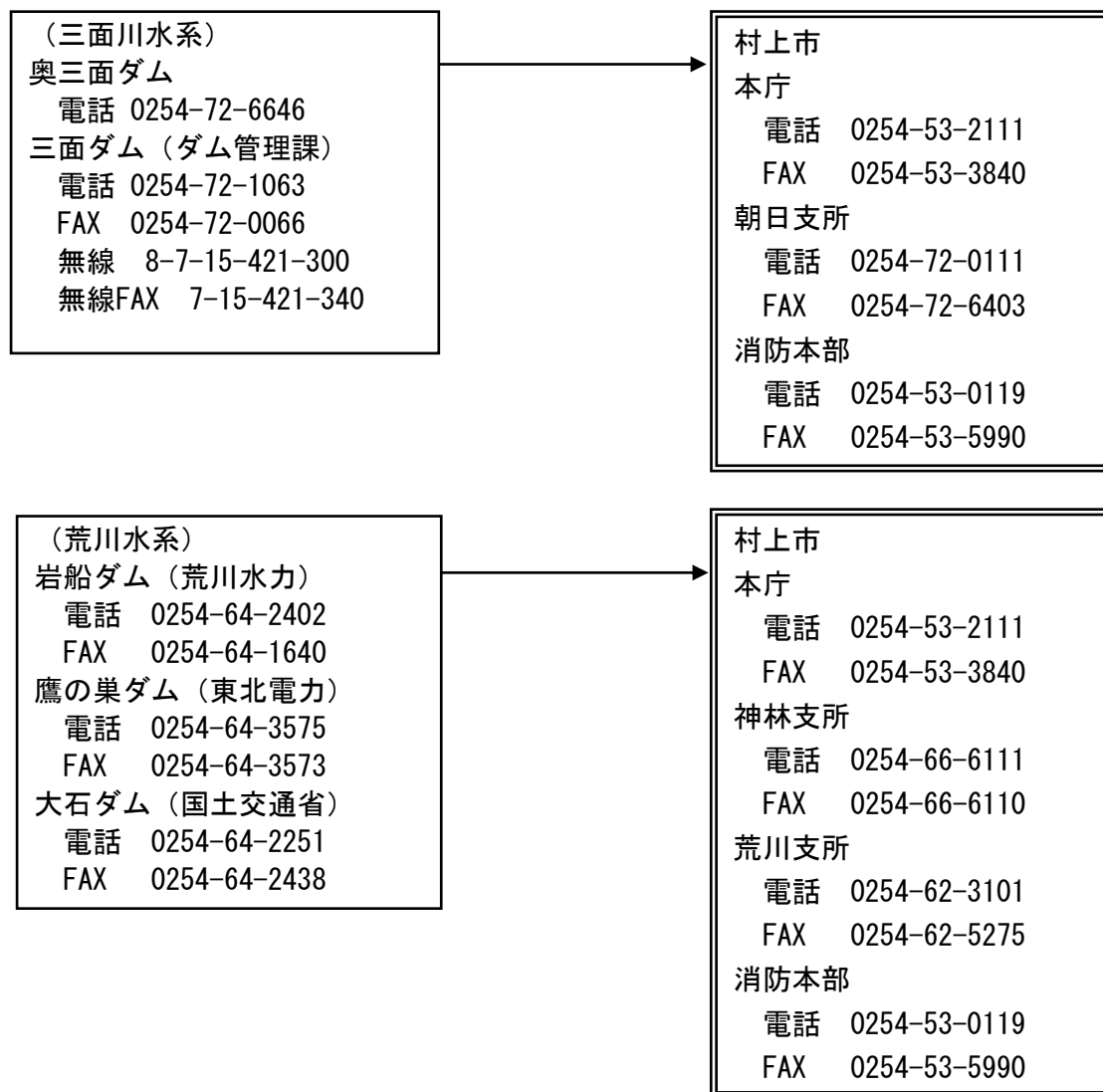
(3) 河口・海岸付近の樋門（津波、高潮）

河口・海岸付近の樋門の管理者は、津波注意報等が発令された場合には安全確保のため樋門操作員に樋門の操作をさせずに避難を優先させるなど、樋門操作員の安全確認を最優先にした管理を行うものとする（資料編4-1-2「羽越河川国道事務所直轄樋門 退避目安水位」参照）。

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡（資料編「4-13 ダム操作の連絡」参照）するものとする。

なお、河川法第46条及び河川法施行令第33条のダム等のうち、水防上必要なダムの通報系統は次のとおりとする。



第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第１１章 協力・応援

第１節 河川管理者の協力

国土交通省北陸地方整備局長と県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

（１）河川管理者の協力が必要な事項（例）

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- ② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ③ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- ④ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑦ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

（２）河川管理者の援助が必要な事項（例）

- ① 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ② 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ③ 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- ④ 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２節 水防機関の協力等

- （１）水防管理団体は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、本市の水防に支障のない範囲で消防団員を指揮し、必要な器具・資材を携行し、直ちに応援する。
- （２）水防区域内で、２以上の管理団体に関係ある水防事務については、各水防管理者相互においてあらかじめ協定しておく。
- （３）他の水防管理団体からの応援を必要とするときは、直ちに当該水防管理者に対し応援を要請する。

- (4) 他の水防管理団体へ応援出動したとき又は他からの応援を受けたときの水防事務については、災害時相互応援協定等に定めるところによる。

第 3 節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、村上警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法等については、あらかじめ村上警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

市は、新潟県や国土交通省羽越河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第6節 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、とりあえず口頭又は電話等で要請する。

第7節 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び村上市消防本部の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救急事故及び大規模な災害が発生したときは、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び被害の軽減に万全を期する。

（1）広域消防応援要請

新潟県広域消防応援協定による基本計画に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

（2）緊急消防援助隊要請

県内の消防応援で十分な対応が取れないと判断される場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、要請を行うものとする。

第 8 節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して、地元建設業者等と協定を締結するなど連携を図る。

第 9 節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 水防報告等

第1節 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に村上地域振興局を経由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川である荒川にあっては、国土交通省羽越河川国道事務所にも概況を報告する。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

第2節 水防活動実施報告

（1）水防管理団体の長は、水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめ、別紙第1号様式、別紙第2号様式により、村上地域振興局長及び国土交通省羽越河川国道事務所に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所の人件数）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

（2）下記事項については報告の必要はないが記録を作成保管するものとし、必要に応じ報告する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資器材が不明のときは、とりあえずその旨を報告すること。）
- ⑦ 法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所氏名とその理由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援状況
- ⑪ 居住者出勤の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

（注）年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約35万円）以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際に必要な書類（資材受払簿、資材購入書庫書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

第1号様式

水 防 活 動 報 告 書
水防管理団体名
作成者
住 所
氏 名

出水の概況	川	警戒水位	m					
		雨 量	mm					
水防実施箇所	川	左 右 岸	地先	m				
日 時	自 月 日 時	至 月 日 時						
出 動	消防団 員	消 防 団 員	そ の 他	備 考				
人 員	人	人	人	人				
水防作業の概況及び工法	箇所 工法							
水防の結果	堤 防	田	畑	家 戸	鉄 道	道 路	人 口	その他
	効果	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵	居住者の出動状況						
	麻袋、土俵							
	なわ	水防関係者の死傷						
	丸太							
	その他	雨量水位の状況						
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考 (注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。								

第2号様式

令和3年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和3年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和3年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所地図

第13章 通信連絡

水害、地震又は津波による被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

第1節 通信状態の確認

市は、災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。市の通信施設が被災により通信が途絶した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

第2節 要配慮者に対する配慮

災害発生後、避難行動要支援者や避難支援等関係者並びに要配慮者関係施設に対する情報伝達についてはあらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

第3節 通信の確保

災害発生時の通信の確保のために、市は次のとおり対策を行う。

(1) 防災通信施設機能確認

所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）、防災相互通信用無線機、新潟県総合情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）については、これを利用して通信を確保する。回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。

(3) 緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4) 他機関への通信施設支援要請

関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5) 応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況及び代替通信手段の確保状況をもとに復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

(7) その他の手段

通信の確保について、協定に基づき必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使用者を派遣する。

(8) 応急復旧工事

復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、利用可能な通信手段の情報を県から提供を受け、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(10) 庁舎停電時の対応

本庁、支所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第14章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

(1) 水防資器材の備蓄状況

市内の水防倉庫及び水防資器材は、資料編「4-9 水防用備蓄資器材」のとおりである。

(2) 水防倉庫備蓄資材基準

水防管理団体は、水防資材を水防倉庫1棟につき、概ね次表のとおり備蓄しておくことを原則とし、当該資材は、水防作業の状況により水防管理者が適時使用し、使用後は直ちに補充しておくように努めるものとする。

名 称	(単位)	数 量
杭 木	(本)	60
布 袋 類	(枚)	1,000
ビニールシート	(枚)	150
鉄 線	(kg)	100
ロ ー プ	(kg)	60
ツ ル ハ シ	(丁)	5
ス コ ッ プ	(丁)	30
ナ タ	(丁)	5
鋸	(丁)	5
ペ ン チ	(丁)	5
掛 矢	(丁)	10

(3) 水防資器材の調達

- ① 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため水防協力団体等とあらかじめ協議しておき、緊急時調達し得る数量を確認して、その補給に備えなければならない。
- ② 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省羽越河川国道事務所長又は村上地域振興局長の承認を受けるものとする。
- ③ 消防団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域で水防資機材を調達するものとする。その場合は、その旨を消防長に報告するものとし、消防長は水防管理者へ報告するものとする。

第2節 輸送の確保

- (1) 非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理団体は村上市地域振興局長と輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画について、あらゆる状況を推定し、万全の措置を講じておく。
- (2) 水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、村上市地域振興局長に提出しておくものとする。
 - ① 付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
 - ② 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- (3) 水防管理団体は、近距離輸送のためのトラック、その他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第15章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に基づき県知事が定めた水防信号は、次のとおりである（新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年新潟県規則第54号））。

（1）発するとき及び措置事項

	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	河川の水位が警戒水位に達した旨を住民に周知させるとともに、必要な消防団員（法第6条第1項に規定する消防団員をいう。以下同じ。）を招集し、河川の警戒に当たること。
第2信号	洪水のおそれがあるとき。	消防団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送すること。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	消防団員のほか、必要により住民の出動を求めること。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署に通報し、住民を避難場所に誘導すること。

（2）警鐘信号及び余いん防止付サイレン信号

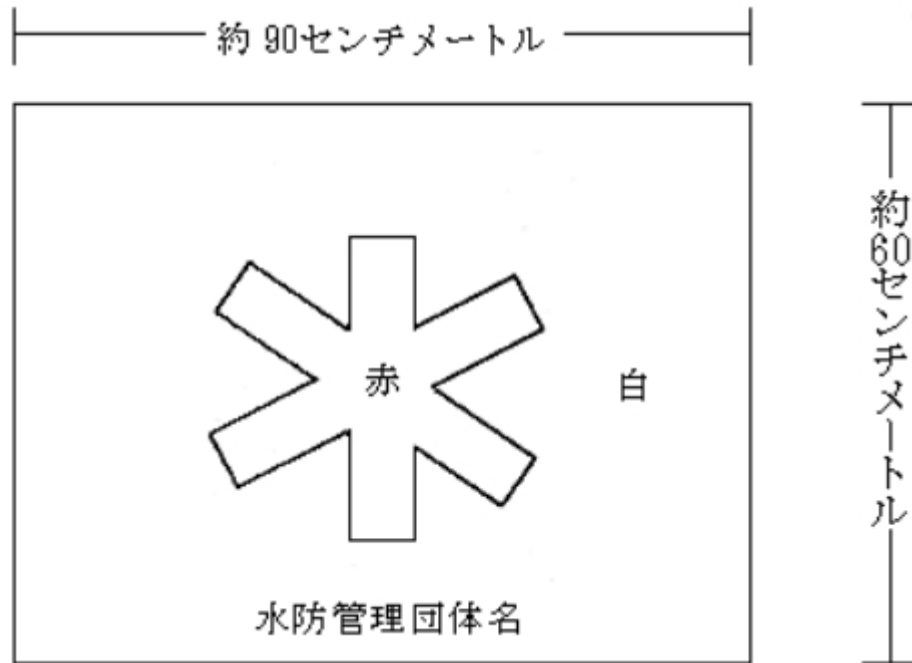
	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ 休止 ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ 休止 ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

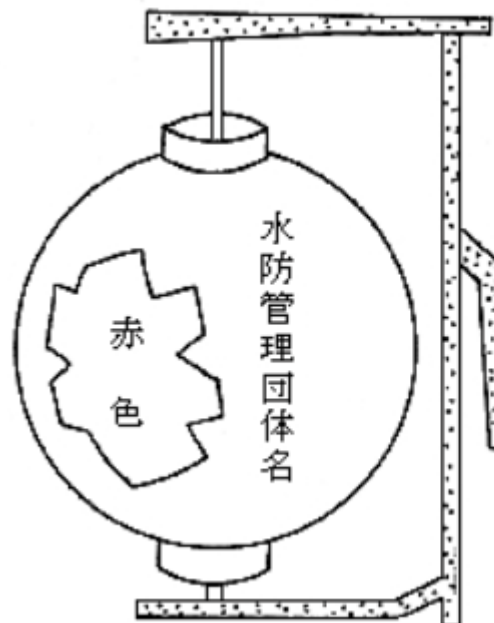
第2節 水防標識

法第18条の水防標識は、次のとおりである。

(1) 標旗



(2) 標灯



第 3 節 身分証票

消防団長、消防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年 月 日	村上市長

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第16章 津波に対する水防活動について

本章では、津波に対する水防について記載する。本章に記載のないものについては、第2章から第15章を参照することとする。

第1節 水防配備

(1) 市の津波に対する非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり津波のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

市の配備体制は、第2章「水防体制」による。

(2) 消防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備

配備区分	配 備 基 準	配 備 体 制
待機・準備	気象庁から津波警報等が発令されたとき。	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で、直ちに次の段階に速やかに入り得るような態勢を整備しておくものとする。
出 動	津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。
解 除	水防管理者より解除の指令をしたとき。	

第2節 水防警報を行う河川及び水防警報発表者

(1) 法第16条の規定により国土交通大臣が津波に対する水防警報を行う河川

河川名	発表対象市町村名	発表機関
荒 川	村上市、胎内市	羽越河川国道事務所長

(2) 法第16条の規定により県知事が津波に対する水防警報を行う河川

河川名	発表対象市町村名	水防警報発令地域機関
三面川	村上市	村上地域振興局
門前川	村上市	村上地域振興局

第3節 水防警報の段階と範囲

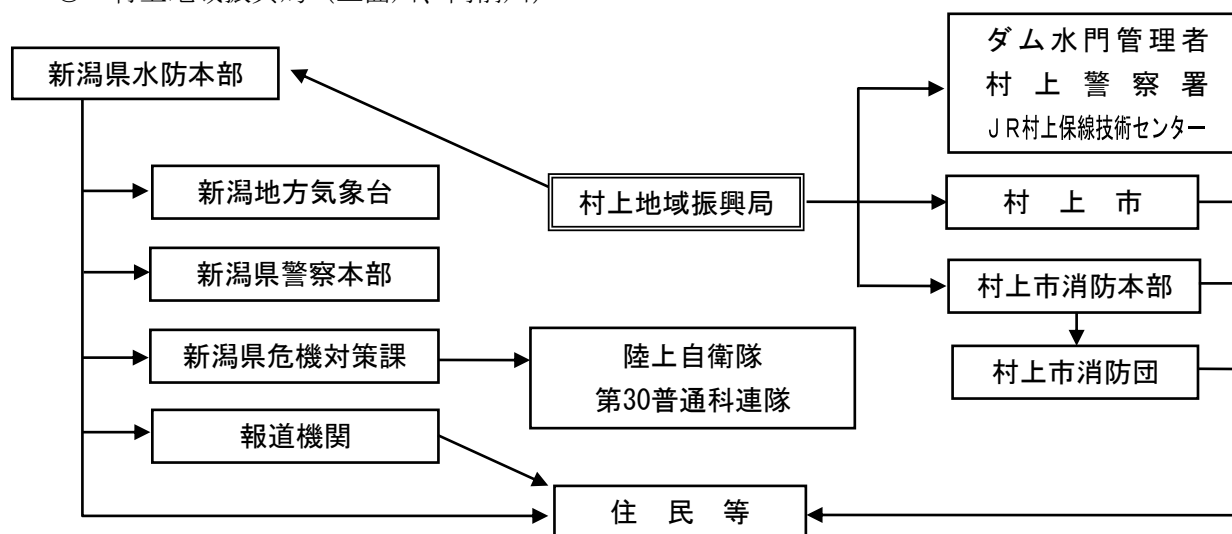
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表をもって待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を発表しない。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 ^{※1}
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 ^{※2}

※1：津波遡上が水防団待機水位を超過した場合

※2：「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する。

第4節 水防警報の伝達系統

○ 村上地域振興局（三面川、門前川）



第5節 水防警報の例示

発 表 番 号 1 号		令 和	○ 年	○ 月	○ 日	○ 時	○ 分
		△	△	地	域	振	興 局

水防警報（出動）

【発 表】

〇〇川、××川においては津波遡上による被害について
パトロールを実施し、必要な水防活動を行ってください。

各市町村における水防警報（津波）に該当する河川は以下のとおりです。

河川名	対象市町村				
	村 上 市	△ △ 市	■ ■ 市	☆ ☆ 市	
三面川	●				
門前川	●				

◎…待機 ●…出動 ×…解除

【現 況】

新潟県に発表されていた、津波警報 が ○ 日 ○ 時 ○ 分
に解除されました。

【被災状況】

【特 記】

<問い合わせ先>

◇市の避難状況: ◇市〇〇課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

△△市の避難状況: △△市〇〇課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

■■市の避難状況: ■■市〇〇課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

☆☆市の避難状況: ☆☆市〇〇課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

河川情報: 三条地域整備部治水課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

伝 達 確 認	通 知 先	◇市	△△市	■■市	☆☆市	信濃川下流河川事務所	新潟地域整備部	長岡地域整備部		河川管理課
	電 話 番 号									025-280-5414
	通 報 者									
	受 信 者									
	通報(受信)時刻									

[illegible]

第6節 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

(2) 村上市地域防災計画の拡充

村上市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、村上市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、村上市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを村上市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ そのほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は資料編「1-4 浸水想定区域・洪水ハザードマップ（1）浸水想定区域」のとおりである。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止 のための措置

村上市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

（1）洪水予報、水位到達情報の伝達方法

（2）避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

（3）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

（4）洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

③ 大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

（5）その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 洪水ハザードマップ

市長は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、地域防災計画において定められた上記第2節（１）～（５）に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、当該浸水区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしなければならない。

現在、本市が作成・配布した洪水ハザードマップは、資料編「1－4 浸水想定区域・洪水ハザードマップ（２）洪水ハザードマップ」のとおりである。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第6節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第18章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人で下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④ 水防に関する調査研究
- ⑤ 水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥ 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

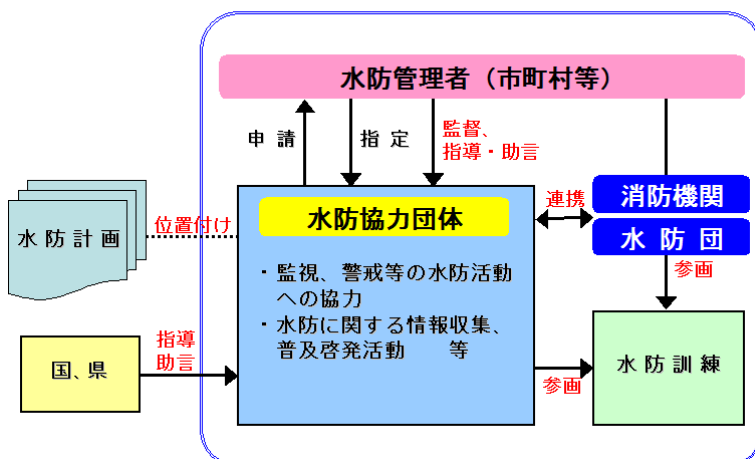
津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する（水防法第32条の3）。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理者は、水防協力団体の申請により、指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

【参考】

水防協力団体制度の概念図



平常時の活動
・水防に関する情報や資料を収集し、提供するとともに、水防に関する調査研究を行い、水防に関する知識の普及や啓発を行う。 ・水防に関する知識を高め、災害時に力が発揮できるように、水防訓練に参加する。
災害時の活動
・構成員の安全を確保した上で、消防団・消防団が行う水防活動ととの調和を図り、自主的・自発的に情報収集や支援活動等の水防活動に協力します。 ・活動例 異常箇所の発見等の情報収集、巡視、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援